

財務局の普通財産の管理処分等業務
実施要項(案)

財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、財務省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された財務局の普通財産の管理処分等業務（以下「管理処分等業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

(1) 管理処分等業務の概要

管理処分等業務は、旧里道・水路等の隣接土地所有者等への売払い等業務、相続税物納等により引き受けた借地権等の設定された土地等の従前からの使用者への貸付業務又は貸付中の財産の貸付料改定及び貸付契約更新業務、自己所有の財産等との誤信により使用が開始された誤信使用財産の現況や占使用者の調査業務等であり、これらの業務のうち、会計法令等により国自らが行わなければならない事務を除き、民間事業者へ業務を委託するものである。

(2) 業務内容

財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、財務事務所、財務局出張所、福岡財務支局出張所、財務事務所出張所及び沖縄総合事務局財務出張所（以下「国」という。）から交付を受けた「委託財産目録」及び必要関係書類（以下「目録等」という。）に基づき、以下の業務を行う。業務の詳細は別紙1「仕様書」のとおり。

① 売払い、譲与（無償譲渡）、交換の契約に係る業務

（主な業務内容）

- ・ 申請等書類の徴求、審査
- ・ 財産の現況、権利関係等調査
- ・ 交換勸奨等
- ・ 評価調書、決議書の作成
- ・ 契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝等
- ・ 登記手続書類の調製
- ・ 証拠書類等の調製

② 取得時効の処理業務

1) 現地調査等

(主な業務内容)

- ・ 現地調査又は関係者からの証明等の徴求
- ・ 時効確認調査記録カードの作成

2) 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等事務

(主な業務内容)

- ・ 決議書の作成
- ・ 取得時効確認通知書の送付
- ・ 登記手続書類の調製

③ 貸付契約

1) 新規貸付の契約に係る業務

(主な業務内容)

- ・ 貸付申請書の徴求、審査
- ・ 貸付料の算定
- ・ 決議書の作成
- ・ 契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝等
- ・ 証拠書類等の調製

2) 貸付料改定及び契約更新事務等

(主な業務内容)

- ・ 財産の現況及び買受意向等調査
- ・ 買受勧奨等
- ・ 改定貸付料の算定
- ・ 決議書の作成
- ・ 改定貸付料の通知等に係る事務及び相手方との折衝等

3) 増改築等及び借地権等譲渡の承認事務

(主な業務内容)

- ・ 申請書類の徴求、審査
- ・ 増改築等承諾料の算定
- ・ 決議書の作成
- ・ 増改築等承諾書等の送付に係る事務及び相手方との折衝等

4) その他一般管理業務

(主な業務内容)

- ・ 車庫証明等の承認、承諾等事務

④ 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務

(主な業務内容)

- ・ 国が必要と認めた具体的資料（土地台帳付属地図の写し）等の収集
- ・ 現地調査、近隣住民からの情報等の収集

- ・調査票等の作成
 - ⑤ 誤信使用財産等の境界確定補助業務
 - 1) 事前調査
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（法務局備え付けの地積測量図）等の収集
 - ・国が決定する境界確定の補助
 - ・境界調査・調整記録書の作成
 - 2) 立会業務
 - (主な業務内容)
 - ・現地立会い（日程調整を含む）
 - ・立会協議報告書の作成
 - 3) 境界確定協議に係る決議書の作成等事務
 - (主な業務内容)
 - ・境界確定協議書等(案)及び境界標写真の徴求、審査
 - ・決議書の作成
 - ・境界確定協議書等の送付に係る事務
 - ⑥ 国有財産台帳価格改定業務
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（路線価図）等の収集
 - ・価格改定評価調書の作成
 - ⑦ 附帯業務
 - 1) 誤信使用財産に係る既往使用料の算定等
 - 2) 誤信使用財産に係る既往使用料納付確約書の取付け等
 - 3) 誤信使用財産に係る鑑定評価依頼等の決議書の作成等
 - 4) 誤信使用財産等に係る買受勧奨（概算価額等の算定を含む。）
 - 5) 貸付財産に係る立会協議等（上記⑤に準じて実施）
 - 6) 時効取得申請書に係る作成案内
 - 7) 上記1)から6)までのほか、上記①から⑥までの業務に附帯する業務
- (3) 一般的事項
- ① 業務処理手続等

管理処分等業務に係る処理手続は、国有財産法（昭和23年法律第73号）などの法律のほか、規則等に定められており、細部については、通達などにより処理することとなるが、その事務処理の流れは概ね別紙2「主な委託業務の流れ」のとおりである。なお、国は民間事業者に対し事務処理に必要な手引き（マニュアル）を貸与する。
 - ② 契約相手方等への周知

民間事業者は、国から管理処分等業務を受託した旨の「お知らせ」文書を契約

相手方、管理処分申請者及び現況調査等の関係者（以下「契約相手方等」という。）へ管理処分等業務開始前に送付するものとする。

なお、民間事業者は、民間事業者が行う委託財産に係る管理処分に関する契約等に関する業務並びに誤信使用財産等の現況調査等に係る業務については、管理処分等業務に関する手続の一部であり、契約の締結、売払価額等及び貸付料等の決定及び徴収並びに境界確定協議書等の取交し又は取得時効の完成の認否判定に関する事務は、国が自ら行うものである旨を相手方に対し十分説明するものとする。

③ 研修

民間事業者は、管理処分等業務の開始前に管理処分等業務に従事する者（以下「管理処分等業務担当者」という。）に対して管理処分等業務の実施に必要な研修を実施しなければならない。

なお、管理処分等業務に係る知識の習得等必要に応じ、国の職員が協力するのでその場合には、あらかじめ国に対して研修の実施計画を提出しなければならない。

特に、秘密の保持に関して、管理処分等業務においては、契約相手方等の個人情報に触れる機会が多いことを考慮し、守秘義務に関する研修を必ず実施すること。

④ 公文書等の貸与

1) 民間事業者は、決議書類等の公文書を管理処分等業務を行うために借用しようとする場合には、必ず公文書貸与管理簿に記載の上、国の確認を得なければならない。借用書類を返戻する場合も同様とする。

2) 管理処分等業務を行うために、光磁気ディスク等により国のシステム及びデータ等の貸与を受けた場合には、パスワード等によるセキュリティを確保の上、適切に管理し、管理処分等業務以外の目的に供してはならない。

なお、使用する光磁気ディスク等は、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

また、管理処分等業務に関する契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに当該システム及びデータ等を抹消しなければならない。

⑤ 納品すべき成果物

民間事業者は管理処分等業務に関する国の意思決定等に必要決議書、調書、通知文書、契約書案、登記嘱託書案、証拠書類及び申請者から提出された書類等を成果物として国に納品しなければならない。

(4) サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質については、国有財産の適正かつ迅速な事務処理を実施することとし、その確保のため民間事業者は以下の要求水準を満たすこと。

① 管理処分等業務の処理期間内の処理率

交付された目録に記載されている以下の財産の処理は、指定した処理期間内にその処理を完了するものとする。売払い業務（旧里道・水路の売払いに限る。）に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標は92.5%以上とする。

なお、民間事業者は、設定された処理期間内に処理できない委託財産があるときは、処理期間経過後、遅滞なく処理できなかった理由を記載した書面を添付して目録等を返還しなければならない。

業務名	処理期間
売払い、譲与、交換（注1）又は新規貸付の契約に係る業務	○申請書を国が受理してから、契約通知文書の送付まで原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内 ○目録等を交付してから契約締結まで原則として3か月以内
貸付財産（注2）に係る業務	○国が指定する期間
誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務	○申請書を国が受理してから、原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内
境界確定協議書の送付に係る業務	○隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書（案）受理後、原則として10日（休日その他の閉庁日を除く。）以内
国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務	○目録交付後、原則として2週間以内

（注1）交換の契約に係る業務のうち、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第9条第2項の規定に基づく交換は除く。

（注2）貸付財産に係る業務のうち、新規貸付は除く。

② 各種情報等の適正な管理等

- 1) 各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付等しないこと。
- 2) 管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこと。

(5) 創意工夫の発揮可能性

管理処分等業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

1) 管理処分等業務の実施全般に対する提案

民間事業者は、別紙3の総合評価のための業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）に従い、管理処分

等業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、国が各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は提案書に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(6) 委託費等の支払方法

① 契約の形態は業務委託契約（単価契約）とする。

なお、上記(2)の業務のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に定める業務に該当するものは、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年建設省告示第1552号。以下「告示報酬額」という。）第2及び第4の定めによる告示報酬額〔×（100%－割引率）〕を支払うものとする。

また、一件当たりの支払額の上限及びその他委託費等に関することは、別途、国が定めることとする。

② 民間事業者は、暦月ごとに当該月に終了した委託業務について、国が別に定める報告書に記載のうえ、速やかに国に提出しなければならない。国は、民間事業者より報告書の提出を受けた日から10日以内に、事業期間中の検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で暦月ごとに当該月に完了した管理処分等業務について委託費を支払う。なお、終了した委託業務に大きな瑕疵がある場合、上記委託費はその是正を確認した上で支払うものとする。

また、管理処分等業務について、サービスの質に関して、国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

③ 委託費の支払にあたっては、民間事業者は当該月分の業務の完了後、国との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払請求を行うものとし、国は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

国が期限内に支払わないときは、国は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(7) 費用負担等に関するその他の留意事項

① 消耗品等

1) 民間事業者が、管理処分等業務の実施に当たり契約等の申請者等へ財務局長

- 名等の文書を送付する際の封筒は国が支給、郵送料は民間事業者が負担する。
- 2) 民間事業者が、管理処分等業務の実施に当たり無償で使用するすることができる庁舎の一部で使用したコピー機、プリンターの用紙は国が負担する。
 - 3) 上記の他、管理処分等業務の実施に当たり民間事業者が使用する消耗品等は民間事業者の負担とする。
 - 4) 国の電話を民間事業者が管理処分等業務上使用した場合の電話料金は国の負担とする。
- ② 光熱水費等
- 国は、民間事業者が管理処分等業務の実施に当たり国が入居する庁舎の一部を無償で使用する際に必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。
- ③ 法令変更による増加費用及び損害の負担
- 法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、下記1)から3)までのいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。
- 1) 管理処分等業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
 - 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
 - 3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

管理処分等業務の実施時期は、平成23年4月（契約締結後）から平成26年3月31日までとする。（予定）

（上記に係る予算措置については、平成23年度予算の要求中（3ヶ年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び契約締結は、管理処分等業務に係る平成23年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

- (1) 法第10条各号（ただし第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 宅地建物取引業法第3条第1項に基づく免許を受けている者であって、申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日（以下「基準日」という。）として、基準日前5年以内に宅地建物取引業法に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成22・23・24年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で「 」の等級に格付けされ〇〇地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 宅地建物取引業以外の業務を行っている者においては、宅地建物取引業以外の業務に関して基準日前5年以内に監督処分を受けていないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札説明会等において、管理処分等業務の概要等の説明を受けた者であること。
- (10) その他国が必要と認める事項に該当していること。
- (11) 入札参加グループでの入札について
 - ① 地理的要因等から単独で業務が担えない場合は、業務対象地域内において業務を適正に遂行できる複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。
 この場合、入札参加グループの構成者のうち1者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前でを行うものとする。また、入札参加申し込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。
 また、管理処分等業務の遂行に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの代表者以外の構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。
 なお、入札参加グループの構成者となった者は、同一業務対象地域内において本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。
 - ② なお、全ての入札参加グループの構成者は、上記(1)から(10)までの全ての要件を満たすこと。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

- (1) 入札に係るスケジュール（予定）

手続	スケジュール
入札公告	平成22年11月下旬ころ
入札説明会	平成22年12月上旬ころ
入札等に関する質疑応答	平成22年12月中旬ころ

入札書類の受付期限	平成23年1月上旬ころ
入札書類の評価	平成23年1月下旬ころ
開札・落札者等の決定	平成23年2月中旬ころ
契約の締結	平成23年4月1日

(2) 入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙4「対象地域及び対象財務局等一覧」に示す54の「対象地域」を単位とし、上記2に示す実施期間を対象として行うものとする。

② 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提案書を提出するものとする。

③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、業務ごとの単価（円未満切捨て）に予定件数を乗じた金額と業務ごとの標準的な告示報酬額の105分の100に相当する金額から割引率に応じて割り引いた後の金額をすべて合計した金額を記載すること。

④ 提案書の内容

提案書には、別紙5「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」に示した各項目に対する提案を具体的に記載すること。

提案書の作成に資するため、入札説明会において、希望者に対し複写等をしないことの誓約書を徴した上で管理処分等業務の手引きを貸与する。入札参加者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮して、同手引きと異なる取扱いを内容とする提案をすることができる。

なお、入札への参加を希望する者は、提案書提出期限前にその提案内容が法令等に反するか否かについて、入札を実施する国に対し確認を求めることができる。確認を求められた国においては、当該者が提案書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

⑤ 提案書の添付資料の内容

提案書には次の資料を添付するものとする。

- 1) 会社概要、組織図
- 2) 事務フロー図
- 3) 法第15条において準用する法第10条各号（ただし第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類

⑥ ヒアリングの実施

ヒアリングでは、提案書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

なお、ヒアリングへは管理処分等業務担当予定者最低1名が必ず出席すること。

⑦ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

⑧ 再度入札

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

⑨ 入札の延期

入札参加者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

管理処分等業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、対象地域ごとに総合評価方式によるものとする。

(1) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が管理処分等業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、別紙5「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」により行うものとする。

評価の決定に当たっては、全国の11のブロック（別紙4「対象地域及び対象財務局等一覧」参照。）ごとに評価委員会を設置し、対象地域を管轄する各ブロックの評価委員会の意見を反映するものとする。

(2) 落札者の決定

① 上記3の入札参加資格を全て満たし、上記(1)の評価の方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高100点）を入札価格で除して得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い値の者を落札者として決定する。

② 落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令第85条の規定による基準において定める額を下回った場合には、管理処分等業務に関して締結された契約（以下「本契約」という。）の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序

を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予算決算及び会計令第86条の規定に基づく調査を行うものとし、調査の結果、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い値の者を落札者とする。

- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定した時は、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由について公表するものとする。
- ⑤ 再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は管理処分等業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、国が自ら管理処分等業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

別紙6「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

- (1) 民間事業者は、管理処分等業務の遂行に必要な施設として、国が入居する庁舎の一部を無償で使用することができるが、管理処分等業務以外の業務を併せて行う場合は有償とする。なお、民間事業者は、あらかじめ国へ使用に係る申請を行い、国が使用を承認した場合、使用することができるものとする。この場合の承認は、国有財産法第18条第6項に定める行政財産の使用又は収益とみなさない。
- (2) 民間事業者は、あらかじめ国と協議して、庁舎の管理・運営業務に支障を来さない範囲内において、庁舎内に管理処分等業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
- (3) 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は養生を行なうこと。万一、損傷等が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧

すること。

- (4) 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

① 業務報告書の作成と提出

- 1) 民間事業者は、契約期間中、管理処分等業務ごとの履行結果を正確に記載した業務日誌、委託財産整理簿を業務報告書として作成する。

民間事業者は、管理処分等業務を実施した日は業務日誌を作成し、契約期間中常時閲覧できるよう保管、管理すること。

民間事業者は、契約期間中、委託財産整理簿を業務報告書として翌月5日（該当日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに国に提出すること。

- 2) 民間事業者は、民間事業者の営業状況等に関し、次により国へ報告書を提出すること。

- ・ 毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表
- ・ 定款を変更した場合は、変更理由及び変更部分
- ・ 役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴

- 3) 民間事業者は、個人情報情報の漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人情報情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施状況について、契約期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は国が求めた場合はその都度報告すること。

- 4) 民間事業者は、国の求めに応じ、管理処分等業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

② 事故等の報告

民間事業者は、管理処分等業務を実施するに当たり、管理処分等業務の期間中の事故防止等に努めること。また、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国に報告すること。

③ 国の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、管理処分等業務の検査・監督体制は次のとおりとする。

- 1) 監督職員（官職指定） 別途、国の定める職員による。
- 2) 検査職員（官職指定） 別途、国の定める職員による。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による管理処分等業務の適正かつ確実な実施を確保するため

必要があると認めるときは、民間事業者に対し、管理処分等業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

国は、民間事業者による管理処分等業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

① 民間事業者（個人の場合はその者、法人の場合はその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）若しくは従業者その他の管理処分等業務担当者）又は民間事業者であった者は、管理処分等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

② 民間事業者又は民間事業者であった者は、管理処分等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても管理処分等業務の実施に関して知り得た情報を管理処分等業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

また、民間事業者は、管理処分等業務において取得した個人情報について、自己の利益のため、自らが運営する不動産媒介業務に活用する等、管理処分等業務以外に利用してはならない。

③ 上記①に違反した場合には法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約の更新

国は、業務委託契約の期間終了時において、管理処分等業務が進行中で既に管理処分に関する契約等の相手方に対して国が決定した売払価額又は貸付料等を通知済で、かつ、同相手方から契約を締結しないという意思表示がなされていない財産がある場合、又は現況調査等に関する関係者に対し既に立会いの日程調整が決定済であるなど、立会協議事務に着手している場合は、当該財産についてその処理が完了するまでの間、当該財産についてのみ委託契約を更新できることとする。

(6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

1) 民間事業者は、本契約に定められた業務開始日に確実に管理処分等業務を開始しなければならない。

- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、管理処分等業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。
- ② 民間事業者の使用する名義及び身分証明書
 - 1) 民間事業者は、国から業務の委託を受けた業者である旨を表示する場合には、契約期間に限り「財務省所管普通財産業務委託取扱」の名義を使用することができる。
 - 2) 民間事業者又はその従業者は、管理処分等業務に従事する際には、国が認証した「身分証明書」を常に携帯しなければならない。
 - ③ 公正な取扱い
民間事業者は、管理処分等業務における契約相手方等について、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。
 - ④ 手数料受領の禁止
民間事業者は、管理処分等業務において、委託財産の契約相手方、土地境界確定申請者又は取得時効確認申請者から、国有財産の管理処分の報酬として、一切の手数料を受領してはならない。
 - ⑤ 売払代金等の取扱いの禁止
民間事業者は、委託財産に関する契約保証金、売払代金、貸付料（使用料に相当する不当利得額を含む。）及び登録免許税相当額その他名義のいかんを問わず、一切の現金及び小切手等の有価証券を取り扱ってはならない。
 - ⑥ 委託財産の買受等の禁止
民間事業者及び民間事業者の従業者は、委託財産を直接あるいは間接に買い受け又は当該財産に関する権利を譲り受け若しくは、転売の仲介を行ってはならない。
 - ⑦ 宣伝行為の禁止
 - 1) 民間事業者及び管理処分等業務担当者は、管理処分等業務の実施に当たって、自らが行う他の業務の宣伝を行ってはならない。ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為を行う場合はこの限りではない。
 - 2) 民間事業者及び管理処分等業務担当者は、管理処分等業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為を行う場合はこの限りではない。
 - ⑧ 自らの事業の同時実施の禁止
民間事業者は、管理処分等業務を目的として契約相手方等その他の第三者と接触する際に、同時に他の業務に係る行為を行ってはならない。ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為を行う場合はこの限りではない。
 - ⑨ 法令の遵守
民間事業者は、管理処分等業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を

遵守しなくてはならない。

⑩ 帳簿等の備え付け

- 1) 民間事業者は、管理処分等業務担当者の履歴書、国が別に定める業務日誌、委託財産整理簿、委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書（写し）、貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書（写し）その他国が指示する帳簿を備えなければならない。
- 2) 管理処分等業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、管理処分等業務を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

⑪ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑫ 権利義務の帰属等

- 1) 管理処分等業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、管理処分等業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

⑬ 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たり再委託をしてはならない。
- 2) ただし、あらかじめ書面により国に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- 5) 再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑭ 個人情報等の取扱い

民間事業者は、個人情報の取扱いに関して、国が定める「個人情報等に関する特約条項」に従うものとし、内規を定め、国の承認を得なければならない。

⑮ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、国が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

⑯ 契約変更

国及び民間事業者は、業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

⑰ 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
 - 2) 法第14条第2項第3号又は法第15条において準用する法第10条各号（ただし第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
 - 3) 本契約に従って管理処分等業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - 4) 上記3)に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
 - 5) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
 - 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
 - 7) 民間事業者等が法令又は本契約に違反して、管理処分等業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
 - 8) 民間事業者等が法令又は本契約に違反して、管理処分等業務の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
 - 9) 暴力団員を管理処分等業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
 - 10) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑱ 不可抗力免責、危険負担
- 民間事業者は、民間事業者の責に帰することができない事由により管理処分等業務の全部又は一部の実施が遅滞したり不能になったりした場合は責任を負わない。
- ⑲ 契約の解釈
- 本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度民間事業者と国で協議する。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(法第14条第2項第10号)

本項においては、民間事業者又はその従業者並びにその他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を越える部分について求償することができる。
- (3) 管理処分等業務を実施するに当たり、民間事業者等が故意又は過失により国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

- (1) 実施状況に関する調査の時期
内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況等については、平成25年3月末時点における状況を国が調査するものとする。
- (2) 調査の方法
民間事業者がそれぞれ実施した管理処分等業務の実施状況について国が調査を行うものとする。
- (3) 調査項目
 - ① 管理処分等業務の処理期間内の処理率
 - ② 各種情報等の適正な管理等
 - ③ 委託経費（実際に管理処分等業務に要した経費）

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

- (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表
民間事業者の実施状況については、上記8の報告等を踏まえ、国において確認を行った上で、財務省において年度ごとに取りまとめ監理委員会に報告するとともに公表することとする。
民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、管理処分等業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並び

に結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

管理処分等業務の実施状況に係る監督は、上記8により行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

① 民間事業者の責務等

管理処分等業務担当者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国（委託元）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

仕様書

1. 業務名

普通財産の管理処分等業務に係る業務委託

2. 業務概要

国の職員に代わって行う、普通財産の売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付け又は現況調査等に関する業務の実施

3. 業務対象地域

〇〇県内(又は一定行政区域内)

4. 契約期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日(予定)

5. 業務内容

- (1) 対象地域内に所在する普通財産に係る管理処分に関する契約等の業務
- (2) 対象地域内に所在する誤信使用財産等の現況調査等に係る業務
- (3) (1)及び(2)に伴う附帯業務

6. 業務の詳細

委託業者が行う業務は、次のとおりとし、事務処理に当たっては、必要に応じ国有財産総合情報管理システムを利用するものとする。

国有財産総合情報管理システムの利用に当たり必要な動作環境は9(1)のとおり。

なお、委託業者は、契約等の申請者等へ財務局長名等の文書を送付する際には、国の封筒を使用することとする。

- (1) 売払い、譲与、交換及び新規貸付の契約に係る業務(国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号。以下「特措法」という。)第9条第2項の規定に基づく交換を除く。)

イ 契約等の申請者等への「お知らせ」の作成及び送付に係る事務

ロ 申請書類の徴求、審査

売払い、譲与、交換及び貸付けの申請書には次の書類を添付の上提出させ、内容を審査すること

- (イ) 権利関係を証する書面
- (ロ) 相手方が法人である場合は登記簿謄本、定款、議決機関の議決書及び最近の決算関係等の書類
- (ハ) 既往使用料が未納の場合には既往使用料納付確約書
- (ニ) 委託財産の位置図等
- (ホ) その他国が必要と認める書類

ハ 現況及び権利関係等の調査

目録等交付後、2か月以内に委託財産の現況及び権利関係等の調査を行い、別に定める委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書に関係書類を添付して、国に報告すること

ただし、委託業者において現況把握及び評価上特に現況及び権利関係等の調査を行わなくても支障がないと判断した場合には、国と協議の上、現況及び権利関係等の調査を省略することができる。

- ニ 評価額又は貸付料の算定調書及び決議書の作成
 - 委託財産の評価に必要な資料を収集して、委託財産の評価額又は貸付料（以下「評価額等」という。）の算定調書及び決議書を作成し、国の審査を受けること
 - ホ 管理処分に関する契約の契約書の送付に係る事務及び申請者等との折衝
 - 国が委託財産の評価額等を決定した場合には、直ちに申請者等へ送付する関係書類の調製及び送付に係る事務を行い、国から関係書類が送付された後は、申請者等と契約の締結に関する折衝を行うこと
 - ヘ 登記手続書類の調製
 - 売買契約等が締結された場合には、所有権移転登記を嘱託する場合に必要な書類を調製すること
 - ト その他国が必要と認める証拠書類等の調製
 - 売払い、譲与、交換及び新規貸付の契約が締結された場合には、歳入徴収額計算書の証拠書類等を調製すること
- (2) 特措法第9条第2項の規定に基づく交換の契約に係る業務
- イ 交換勸奨財産の選定に係る事前調査
 - (イ) 国が必要と認めた具体的資料の収集
 - (ロ) 交換勸奨財産の選定を行うために必要な現地確認
 - (ハ) 別に定める委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書の作成
 - ロ 交換勸奨等
 - 委託財産の隣接土地所有者等へ、積極的に交換勸奨を行うこと。その結果、相手方に交換に応ずる意思があると認められる場合には、速やかに国と相談の上、交換受渡財産の位置など具体的な交換のための折衝を行うものとする。
 - ハ 評価額算定調書の作成
 - 民間精通者の鑑定評価額により、交換受渡財産の評価額算定調書を作成し、国の審査を受けること
 - ただし、交換受渡財産が平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」通達に規定する「貸付中の小規模土地等」に該当する場合には、分割後の交換受渡財産について、同通達の規定により評価額を算定すること
- ニ 同意書の徴求、審査
 - 交換同意書を提出させ、内容を審査すること
- ホ 決議書の作成
 - 決議書を作成し、国の審査を受けること
 - ヘ 契約書等の送付に係る事務
 - 国が交換受渡財産の評価額等を決定した場合には、直ちに相手方へ送付する関係書類の調製及び送付に係る事務を行い、国から関係書類が送付された後は、申請者等と契約の締結に関する折衝を行うこと
 - ト 登記手続書類の調製
 - 交換契約が締結された場合には、分筆及び所有権移転登記を嘱託する場合に必要な書類を調製すること
 - チ その他国が必要と認める証拠書類等の調製

交換契約が締結された場合には、国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類等を調製すること

(3) 取得時効の処理に係る業務

イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る事務

ロ 現地調査等

(イ) 平成13年3月30日付財理第1268号「取得時効事務取扱要領」通達（以下「取得時効事務取扱要領」という。）第3の3の(2)に掲げる事項を確認するために国が具体的に指示する現地調査又は関係者からの証明等の徴求

(ロ) 取得時効事務取扱要領別紙第2号様式による「時効確認調査記録カード」の作成

ハ 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等事務

(イ) 決議書の作成

(ロ) 取得時効確認通知書の送付に係る事務

① 取得時効の完成が認定されたもの

取得時効事務取扱要領別紙第5号様式による通知

② 取得時効の完成が否認されたもの

取得時効事務取扱要領別紙第6号様式による通知

③ 上記①、②に共通

登記手続書類の調製

(4) 貸付料改定及び契約更新等に係る業務

イ 貸付相手方等への「お知らせ」の作成及び送付に係る事務

ロ 現況及び権利関係等の調査

目録等の交付後、速やかに委託財産の現況及び権利関係等の調査を行うものとする。

ハ 買受勧奨等及び相手方から要請のあった事項に関する説明

現況調査後、速やかに、「貸付中の財産の売却促進について」通達に定める買受勧奨の様式により買受勧奨の案内書を買受意向確認等のアンケート等とともに貸付相手方に送付し、アンケートの結果を別に定める貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書により、当該アンケートの写し等を添えて国に報告すること。

この場合、売払いに係る見積評価額は、原則として、平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」通達に基づいて算定した額とする。ただし、評価土地が不整形、奥行長大又は傾斜地等のため、前記により算定した見積評価額と著しく異なると見込まれる場合は、国と相談の上、その指示に従い見積評価額とするものとする。

買受意向等調査の結果を踏まえ、相手方に買受け若しくは交換又は同時売却等（以下「買受け等」という。）に応ずる意思があると認められる場合には、国と相談の上、具体的な説明及び折衝を行うものとする。

なお、買受け等の意思を確認した場合には売払い等の契約に係る業務に移行するものとする。

二 貸付料の改定事務及び貸付契約の更新事務

- (イ) 貸付料算定調書及び貸付決議書の作成
 - 貸付料の算定に必要な資料を収集して、貸付料算定調書及び貸付決議書を作成し、国の審査を受けること
 - (ロ) 改定貸付料の通知又は一部変更契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝
 - 国が改定貸付料を決定した場合には、直ちに相手方に送付する関係書類の調製及び送付に係る事務を行い、国から関係書類が送付された後は、相手方との折衝及び一部変更契約書を徴求すること
 - (ハ) その他国が必要と認める証拠書類等の調製
- ホ 増改築、借地条件の変更及び借地権等譲渡（以下「増改築等」という。）の承認事務
- (イ) 申請書類の徴求、審査
 - 増改築等承認申請書には次の書類を添付の上、提出させ、内容を審査すること
 - ① 権利関係を証する書類
 - ② 相手方が法人である場合は、登記簿謄本、定款、議決機関の議決書及び最近の決算関係等の書類
 - ③ その他国が必要と認める書類
 - (ロ) 増改築等承諾料の算定及び決議書の作成
 - 増改築等承諾料及び改定貸付料（以下「増改築等承諾料等」という。）の算定に必要な資料を収集して、増改築等承諾料等の算定及び決議書の作成を行い、国の審査を受けること
 - (ハ) 増改築等承認書の送付及び改定貸付料の通知等に係る事務並びに折衝
 - 国が増改築等承諾料等を決定した場合には、直ちに相手方へ送付する関係書類の調製及び送付に係る事務を行い、国から関係書類が送付された後は、相手方との折衝及び一部変更契約書を徴求すること
 - (ニ) その他国が必要と認める証拠書類等の調製
 - (ホ) その他必要な事項
 - 金融機関等に提出する住宅建築に関する地主の承諾等を行うこと
- ヘ その他の一般管理事務
- 委託財産の管理に関して貸付相手方からの要請又は国の指示により次の事務を行うこと
 - (イ) 承認事務
 - ① 車庫証明
 - ② 軽微な模様替え等
 - ③ 市町村の生活保護世帯に係る家賃証明
 - ④ 増改築等に係る概算承諾料の照会に対する対応（概算承諾料を算定し、国の承認を得た上で相手方に提示して事務を終了した場合に限る。）
 - ⑤ 私道内配水管等敷設
 - ⑥ 狭隘道路事前協議及び整備
 - (ロ) その他の事務

- ① 貸付料口座振替申出書の徴求・審査
 - ② 貸付財産の概算価格等の計算
 - ③ 下水道受益者負担金の確認調査
 - ④ 競売物件に係る照会に対する回答
 - ⑤ 債権額等異動通知書作成(住所変更、名義変更、納入回数変更等)
 - ⑥ 境界協議に伴う関係書類の作成
 - ⑦ 境界協議原本の交付
 - ⑧ 被災状況調査
- (5) 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務
- イ 現況等及び占使用者調査業務
 - (イ) 「お知らせ」の作成及び送付に係る事務
 - (ロ) 調査
 - ① 国が必要と認めた具体的資料等の収集
 - ② 現地調査、近隣住民からの情報等の収集
 - ③ 調査票等の作成
 - ロ 境界確定補助業務
 - (イ) 「お知らせ」の作成及び送付に係る事務
 - (ロ) 事前調査
 - ① 国が必要と認めた具体的資料等の収集
 - ② 国が決定する境界確定の補助(現地確認、近隣住民からの情報等の収集)
 - ③ 境界調査・調整記録書の作成
 - (ハ) 立会業務
 - ① 現地立会い(日程調整を含む)
 - ② 立会協議報告書の作成
 - (ニ) 境界確定協議に係る決議書の作成等事務
 - ① 境界確定協議書等(案)及び境界標写真の徴求、審査
 - ② 決議書の作成
 - ③ 境界確定協議書等の送付に係る事務
- (6) 国有財産台帳価格改定業務
- イ 国が必要と認めた具体的資料等の収集
 - ロ 価格改定評価調書の作成
- (7) 附帯業務
- イ 誤信使用財産に係る既往使用料又は不当利得額の計算
 - ロ 誤信使用財産に係る既往使用料又は不当利得額の納付に関する相手方との折衝及び納付確約書の取付け
 - ハ 誤信使用財産に係る財産の台帳登載、民間精通者への鑑定評価依頼又は意見価格の徴求及びその他調達に係る決議書の作成
 - ニ 誤信使用財産等に係る買受勧奨(概算価額等の算定を含む。)
 - ホ 貸付財産に係る境界確定補助業務等
 - 事務の内容は、「(5) 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務」に準ずるもの

とする。

へ 国有畦畔の時効取得申請書に係る作成案内

ト 以上のほか(1)～(6)の業務に附帯する業務

7. 納品すべき成果物

普通財産の管理処分に関して、国の意思決定等に必要な決議書、調書、通知文書、契約書案、登記嘱託書案、証拠書類及び申請者から提出された書類等

8. その他

(1) 一般事項

イ 委託業者は、委託財産の処理に当たって、適正かつ迅速な処理を行うものとする。

ロ 申請者等との対応等においては、国の業務を遂行していることを常に自覚し、懇切丁寧な対応に努めなければならない。

ハ 委託業務に係る情報が外部等に遺漏することがないよう厳格な情報管理に努めなければならない。

ニ 委託業者は、国が業務を委託した国有財産に関し、他のいかなる者からの業務の委託に応じてはならない。

ホ 委託業者は、国有財産の管理処分の報酬として、国以外の者からのいかなる金員を預かってはならない。

へ 業務の遂行に当たっては、常に委託業者が発行し、国が認証した身分証明書を携行し、必要に応じて提示しなければならない。

(2) 特記事項

イ 交付された委託財産目録（以下「目録」という。）に記載されている財産の処理は、次の期間までにその処理を完了するものとする。

(イ) 売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務（特措法第9条第2項の規定に基づく交換を除く。）にあつては、申請書を受理してから、契約通知文の送付までを原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）（目録及び必要関係書類（以下「目録等」という。）を交付してから契約締結までは相手方の準備期間を考慮し、原則として3か月）。

(ロ) 貸付財産（上記(イ)の新規貸付を除く。）に係る業務にあつては、指定する期間。

(ハ) 誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査にあつては、申請書受理後、原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）、境界確定協議書の送付に係る業務にあつては、隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書（案）受理後、原則として10日（休日その他の閉庁日を除く。）。

(ニ) 国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査にあつては、目録交付後、原則として2週間。

ロ 受託業者は、契約等の相手方又は隣接土地所有者と折衝を行う場合（近隣住民から情報収集等を行う場合を含む）には必ず「身分証明書」を提示するものとする。

ハ 受託業者は、業者が行う、委託財産に係る管理処分に関する契約等に関する

業務並びに誤信使用財産等の現況調査等に係る業務については、当該業務に関する手続きの一部であり、契約の締結、売払価額等及び貸付料等の決定及び徴収並びに境界確定協議書等の取交し又は取得時効の完成の認否判定に関する事務は、国が自ら行うものである旨を相手方に対し十分説明するものとする。

9. 留意事項

(1) 公文書等の貸与

委託業者は、決議書類等の公文書を委託業務を行うために借用しようとする場合には、必ず公文書貸与管理簿に記載の上、国の確認を得なければならない。借用書類を返戻する場合も同様とする。

また、委託業務を行うために、光磁気ディスク等により、国のシステム及びデータ等の貸与を受けた場合には、適切に管理し、業務以外の目的に供してはならない。

なお、業務委託契約期間が満了したときは、速やかに当該システム及びデータ等を返戻することとし、データ等を複製している場合は、当該データ等を抹消しなければならない。

当局システムの動作環境（動作に必要な最低の環境）については以下のとおり。

イ. ハードウェア（パソコン）動作環境

(イ) CPU

特に規定はありません

(ロ) メモリ

64MB以上

(ハ) HDD

空き容量300MB以上

(ニ) 記録メディア

CD-R 又は MO ドライブ

ロ. ソフトウェア動作環境

(イ) オペレーティングシステム

Microsoft Windows XP SP2 及び SP3

※上記のオペレーティングシステム以外は動作保証対象外

(ロ) データベース

Microsoft Access 2000 又は 2003

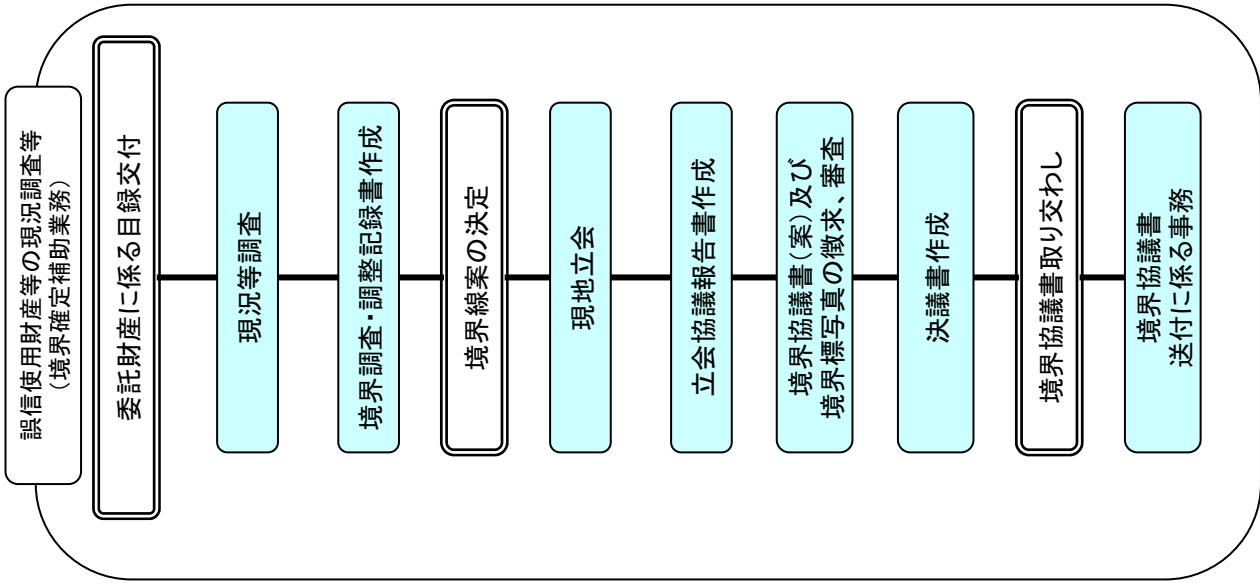
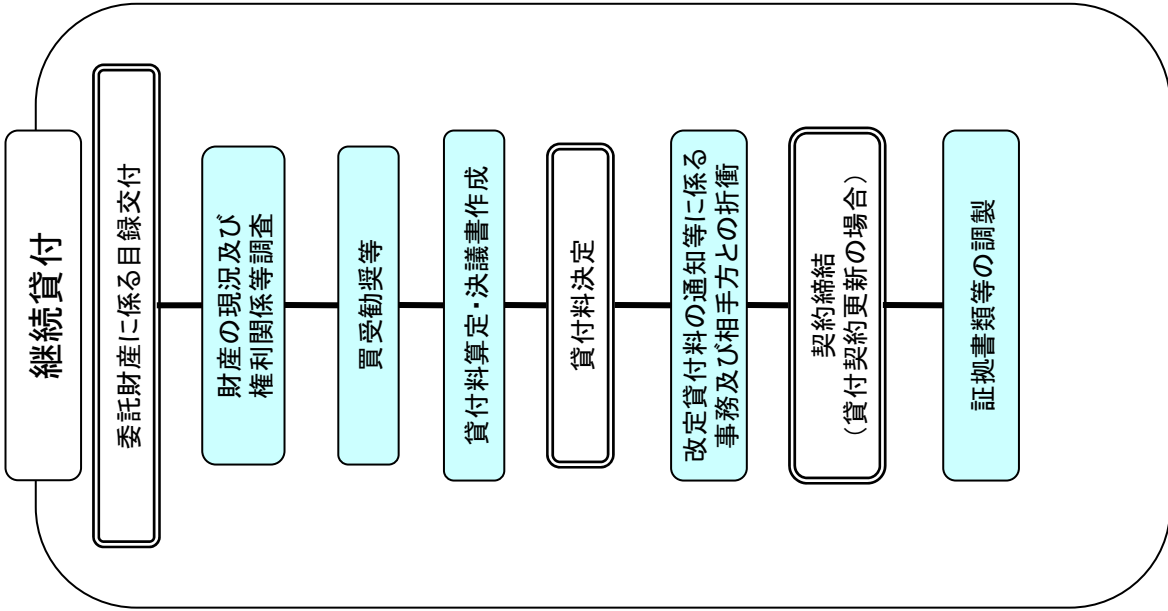
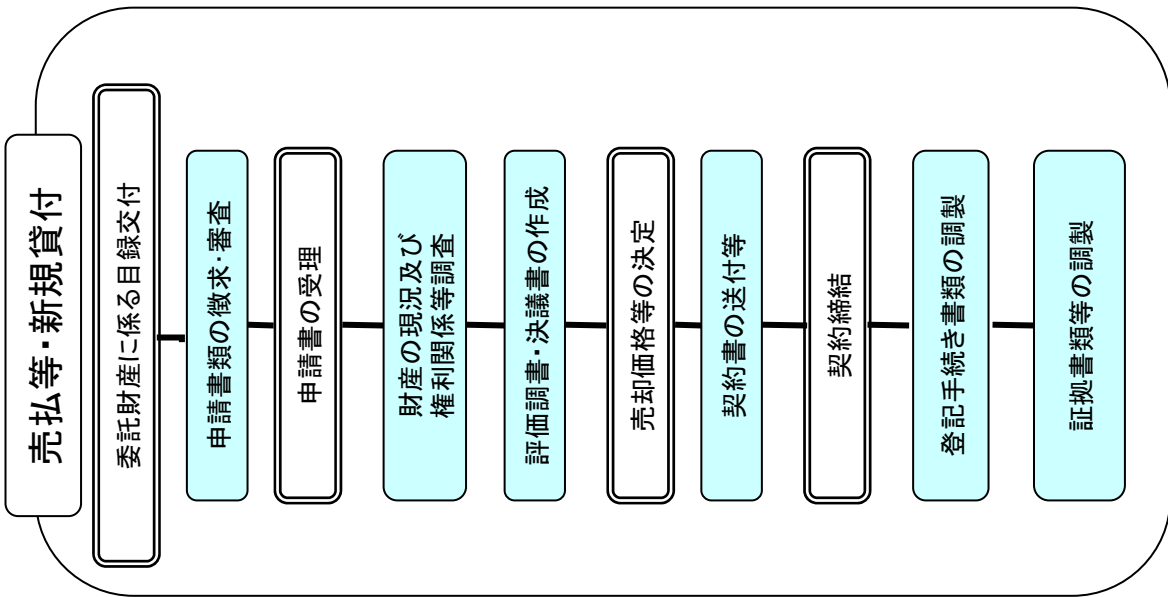
(2) 国との協議

委託業者は、委託財産に関して係争その他の問題が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した場合には、遅滞なくその経緯等を国に報告し、その処理について指示を求めなければならない。

(3) 委託手数料の請求

委託業者は、国の指定する様式により手数料の請求を行うこととする。

主な委託業務の流れ



国が自ら行う業務

委託業務

誤信使用財産等の現況調査等
(境界確定補助業務)

(別紙2)

提案書

1. 企業の代表責任者及び管理処分等業務担当者【入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び管理処分等業務担当者】

(1) グループ代表の代表責任者

(2) 管理処分等業務担当者

【入札参加グループの場合】

(1) 入札参加グループの一覧

(2) グループ代表企業

(3) グループ企業の代表責任者

(4) 管理処分等業務担当者

2. 管理処分等業務実施の考え方【安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。】

(1) 管理処分等業務に対する社内（グループ内）の位置付け

(2) 管理処分等業務に対する取り組み姿勢

(3) 管理処分等業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

3. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【本実施要項で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。グループで実施する場合は、業務全体の管理方法に加え、グループにおける実施体制及び管理体制を記載すること。】

(1) 組織体制

① 業務遂行上の経費管理体制

② 指揮命令系統の確立及び明確化

③ 緊急時（管理処分等業務の実施に当たり想定していた通りの業務実施が困難となる未知の事故・事象が生じた場合）の対応や連絡体制の明確化

(2) 従業者

① 業務遂行可能人員の確保

② 繁忙期等における人員及び体制の確保

4. 管理処分等業務の実施全般に対する質の確保に関する提案【以下の項目について、各2枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、業務毎に提案書を作成することができる。】

【業務実施方針】

- (1) 仕様書記載内容に係る実施方針
- (2) 業務実施方針に係る改善提案
 - ・ 仕様書記載内容に係る改善提案
 - ・ 行政目的達成のための効果的な改善提案
 - ・ コスト削減のための改善提案

【業務処理方法】

- (1) 業務毎の処理手法
- (2) 事務所の設置
- (3) 業務処理方法に係る改善提案
 - ・ 業務の効率性を高める効果的な改善提案
 - ・ コスト削減のための改善提案
 - ・ 国民に対するサービスを増大させるための改善提案
 - ・ 国側の業務を簡素合理化するための改善提案

【業務処理計画】

- (1) 日程等の実現性
- (2) 遠隔地所在財産の処理
- (3) 業務処理計画に係る改善提案
 - ・ 効率的な実施に向けた作業計画等の改善提案
 - ・ 計画達成に向けた日程管理等の改善提案
 - ・ コスト削減のための改善提案
 - ・ 処理期間短縮のための改善提案

5. 改善提案総括表

従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、改善提案のない業務項目については、財務局等が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

6. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

提案を行う各業務の1項目について1枚以内とする。

- (1) 改善提案を行う業務及び項目
- (2) 改善提案の趣旨
- (3) 改善提案の内容
- (4) 最低水準の確保に対する説明

対象地域及び対象財務局等一覧

	対象地域(都道府県名等)	管轄財務局・財務事務所名等	最低必要人員数			評価委員会
			23年度	24年度	25年度	
1	北海道(北海道財務局本局及び小樽出張所管内)	北海道財務局・小樽出張所	5	5	5	北海道
2	北海道(函館財務事務所管内)	函館財務事務所	3	3	3	
3	北海道(釧路財務事務所管内)	釧路財務事務所	2	2	2	
4	北海道(帯広財務事務所管内)	帯広財務事務所	2	2	2	
5	北海道(旭川財務事務所管内)	旭川財務事務所	3	3	3	
6	北海道(北見出張所管内)	北見出張所	3	3	3	
7	青森県	青森財務事務所	1	1	1	東北
8	岩手県	盛岡財務事務所	1	1	1	
9	宮城県	東北財務局	1	1	1	
10	秋田県	秋田財務事務所	1	1	1	
11	山形県	山形財務事務所	1	1	1	
12	福島県	福島財務事務所	1	1	1	
13	埼玉県・東京都(23区及び島しょを除く)	関東財務局・立川出張所	10	10	10	関東
14	東京都23区(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)・新潟県	東京財務事務所・新潟財務事務所	10	10	10	
15	東京都23区(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)・茨城県	東京財務事務所・水戸財務事務所	9	9	9	
16	東京都23区(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)・山梨県	東京財務事務所・甲府財務事務所	10	10	10	
17	東京都23区(北区、板橋区、足立区、葛飾区)・群馬県	東京財務事務所・前橋財務事務所	9	9	9	
18	東京都23区(目黒区、世田谷区、渋谷区)・長野県	東京財務事務所・長野財務事務所	12	12	12	
19	神奈川県	横浜財務事務所・横浜資出張所	10	10	10	
20	千葉県・栃木県	千葉財務事務所・宇都宮財務事務所	9	9	9	
21	石川県	北陸財務局	1	1	1	北陸
22	福井県	福井財務事務所	1	1	1	
23	富山県	富山財務事務所	2	2	2	
24	愛知県	東海財務局	2	2	2	東海
25	岐阜県	岐阜財務事務所	2	2	2	
26	三重県	津財務事務所	2	2	2	
27	静岡県(静岡財務事務所管内)	静岡財務事務所	2	2	2	
28	静岡県(沼津出張所管内)	沼津出張所	2	2	2	
29	大阪府・奈良県・和歌山県	近畿財務局・奈良財務事務所・和歌山財務事務所	3	3	3	
30	京都府・滋賀県	京都財務事務所・大津財務事務所・舞鶴出張所	3	3	3	
31	兵庫県	神戸財務事務所	2	2	2	
32	広島県	中国財務局・呉出張所	1	1	1	中国
33	岡山県	岡山財務事務所・倉敷出張所	1	1	1	
34	鳥取県	鳥取財務事務所	1	1	1	
35	島根県	松江財務事務所	1	1	1	
36	山口県(山口財務事務所管内)	山口財務事務所	1	1	1	
37	山口県(下関出張所管内)	下関出張所	1	1	1	
38	香川県	四国財務局	1	1	1	四国
39	愛媛県	松山財務事務所	1	1	1	
40	徳島県	徳島財務事務所	1	1	1	
41	高知県	高知財務事務所	1	1	1	
42	熊本県	九州財務局	1	1	1	
43	大分県	大分財務事務所	1	1	1	九州
44	宮崎県	宮崎財務事務所	1	1	1	
45	鹿児島県(鹿児島財務事務所管内)	鹿児島財務事務所	1	1	1	
46	鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))	名瀬出張所	1	1	1	
47	福岡県(福岡財務支局本局管内)	福岡財務支局	1	1	1	
48	福岡県(小倉出張所管内)	小倉出張所	1	1	1	
49	佐賀県	佐賀財務事務所	1	1	1	
50	長崎県(長崎財務事務所管内)	長崎財務事務所	1	1	1	
51	長崎県(佐世保出張所管内)	佐世保出張所	1	1	1	沖縄
52	沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)	沖縄総合事務局財務部	2	2	2	
53	沖縄県(宮古財務出張所管内)	宮古財務出張所	1	1	1	
54	沖縄県(八重山財務出張所管内)	八重山財務出張所	1	1	1	

(注)最低必要人員数は、業務別委託予定件数にこれまでの委託状況等を踏まえて設定。

委託業務を実施する者を決定するための評価の基準

総合評価基準

財務局の普通財産に係る管理処分等業務の落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、業務の目的に沿った実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について、以下により評価を行う。

【必須項目審査】

入札参加者が、提案書に記載した内容が、必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

対象地域ごとに業務が遂行可能な人員「以下「最低人員数」という」として、別紙4「対象地域及び対象財務局等一覧に記載された最低必要人員数を確保すること。

【加点項目審査】

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された提案書を基に、加点項目について審査を行う。提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には各業務の当期の仕様書類で示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。なお、評価に当たっては審査基準により0点から5点を付与することとし、得点については、各評価者の付与した評価点の算術平均の値とする。

【採点方式】

得点配分は100点とする。

①基礎点は35点とする。

②加点の合計は65点を上限とする。

評価項目	得点区分	評価内容	得点	
実施体制			30	
組織体制	基礎点	業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。	5	25
		業務を行う上で、経費管理体制が適切に構築されているか。	5	
		指揮命令系統が確立しているか。また、それは明確であるか。（グループで参加する場合、グループ内の連携が可能な体制であるか）	5	
	加点	繁忙期等における円滑な事業遂行のための人員、体制の確保がなされているか。	5	
		緊急時の対応や連絡体制は明確で効果的なものか。	5	
業務従事者	基礎点	国有財産法令、通達等を理解しているか。（ヒアリング項目）	5	5
業務の実施方針等			70	
業務内容の妥当性・独創性	基礎点	仕様書記載の内容についてすべて提案されているか。	5	20
	加点	仕様書に示した内容について独自の提案がなされているか。	5	
		行政目的を達成するために、効果的な業務内容の提案等がなされているか。	5	
		コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
処理方法の妥当性・独創性	基礎点	業務項目、手法が明確、適切であるか（事務フロー図等を活用すること）。	5	25
	加点	手法に業務の効率性を高めるための工夫、提案が見られるか。	5	
		コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
		国民に対するサービスを増大させるための工夫、提案が見られるか。	5	
		当該事務の執行に関し、国側の業務を簡素合理化するための工夫、提案が見られるか。	5	
業務処理計画の妥当性・効率性	基礎点	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	5	25
	加点	効率的に実施するため、作業計画等の工夫、提案が見られるか。	5	
		計画達成のため、日程管理等について、工夫、提案が見られるか。	5	
		コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
		処理期間の短縮のための工夫、提案が見られるか。	5	
合計	基礎点		35	100
	加点		65	

1. 従来の実施状況の注記事項一覧

1. 従来の実施に要した経費

①各費目の内容は以下のとおりです。

人件費:非常勤職員手当、社会保険料、労働保険料、児童手当拠出金、介護保険料

委託費等:委託費

②減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

1)減価償却費

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

2)退職給付費用

常勤職員がいないため計上していません。

3)間接部門費

非常勤職員の採用及び給与支払いに関する人件費を計上しています。

③委託の範囲について

本業務は全地域で民間事業者へ委託し実施することとしていますが、平成19年度の北海道旭川財務事務所管内、鹿児島県名瀬出張所管内、長崎県長崎財務事務所管内の地域、平成20年度の北海道旭川財務事務所管内、福島県、鹿児島県名瀬出張所管内の地域、平成21年度の北海道帯広財務事務所管内、福島県、鹿児島県名瀬出張所管内、長崎県長崎財務事務所管内の地域については、受託業者選定のための入札が不調等により受託業者がいなかったこと等から非常勤職員で業務を実施しています。

④事業実施期間、契約期間

事業実施期間及び契約期間は、4月から翌年3月ですが、以下の地域については、再度入札等により民間事業者の選定等が遅れたこと等により、契約期間は記載のとおりです。

平成20年度 岩手県地域	(契約期間:平成20年11月5日～平成21年3月31日)
平成20年度 宮城県地域	(契約期間:平成20年11月5日～平成21年3月31日)
平成20年度 福島県地域	(契約期間:平成20年4月1日～平成20年8月8日)
平成20年度 福岡県(福岡財務支局本局管内)地域	(契約期間:平成20年6月10日～平成21年3月31日)
平成20年度 福岡県(小倉出張所管内)地域	(契約期間:平成20年6月10日～平成21年3月31日)
平成20年度 佐賀県地域	(契約期間:平成20年7月2日～平成21年3月31日)
平成20年度 長崎県(長崎財務事務所管内)地域	(契約期間:平成20年6月10日～平成21年3月31日)
平成20年度 長崎県(佐世保出張所管内)地域	(契約期間:平成20年6月10日～平成21年3月31日)
平成21年度 鳥取県地域	(契約期間:平成21年4月28日～平成22年3月31日)
山口県(下関出張所管内)地域	(契約期間:平成21年5月1日～平成22年3月31日)
平成21年度 大阪府・奈良県・和歌山県地域	(契約期間:平成21年6月3日～平成22年3月31日)
平成21年度 兵庫県地域	(契約期間:平成21年6月3日～平成22年3月31日)

⑤民間事業者へ遠隔地の調査等に必要な旅費等を委託費として支出しているが、入札の対象とならないため除いています。

2. 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求められる知識・経験等)

申請者等からの照会に対応するため、管理処分等業務に必要な国有財産関係法令、国有財産関係通達に係る知識が必要です。

宅地建物取引業法に定める業務に該当するものは、宅地建物取引業の資格が必要です。

(業務の繁忙とその対応)

業務の繁忙期として、四半期ごとに改定時期が到来する貸付業務の改定対象件数が多い場合、他の業務が重複する場合、が挙げられます。

(注記事項)

非常勤職員数は、入札不調等の理由から受託業者がおらず、非常勤職員で対応したものです。

非常勤職員は、週5日、7.75時間/日で勤務しています。

外部委託先の従事者数は、本業務に係る外部委託先の従業者数です。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

下記(5. 従来の実施方法等)のとおりであり、国の承認のもと民間事業者が無償で使用していたものです。

4. 従来の実施における目的の達成度

①管理処分等業務の処理期間内の処理率 : 旧里道・水路の売払い業務に係るものについては「6. 従来の実施における目的の達成の程度」のとおり。なお、それ以外の業務に係るものについては、過去のデータがないため記載していません。

②各種情報等の適正な管理等 : 外部等への情報漏洩は発生していません。

5. 従来の実施方法等

組織図は別紙7のとおりです。

業務フロー図及び業務区分表は別紙2のとおりです。

仕様書は別紙1のとおりです。ただし、6(6)の業務は23年度から新たに追加となった業務です。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・民間事業者は、委託財産の処理に当たって、適正かつ迅速な処理を行うこととしています。
- ・民間事業者は、申請者等との対応等においては、国の業務を遂行していることを常に自覚し、懇切丁寧な対応に努めることとしています。
- ・民間事業者は、委託業務に係る情報が外部等に遺漏することがないように厳格な情報管理に努めています。

(注記事項)

特になし。

2. 従来の実施に要した経費（単位：千円）

北海道財務局管内					
北海道(本局・小樽出張所管内)					
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費	委託費定額分				
	成果報酬等		19,743	21,589	15,725
	旅費その他		79	72	26
計(a)		19,822	21,661	15,751	
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		19,822	21,661	15,751	

北海道(函館財務事務所管内)					
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費	委託費定額分				
	成果報酬等		4,673	7,520	4,714
	旅費その他		0	0	0
計(a)		4,673	7,520	4,714	
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		4,673	7,520	4,714	

北海道(釧路財務事務所管内)					
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費	委託費定額分				
	成果報酬等		4,120	4,710	2,348
	旅費その他		19	12	12
計(a)		4,139	4,723	2,360	
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		4,139	4,723	2,360	

北海道(帯広財務事務所管内)					
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				2,371
物件費					
委託費	委託費定額分				
	成果報酬等		2,548	3,649	143
	旅費その他		13	34	
計(a)		2,561	3,683	2,514	
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				5
(a)+(b)		2,561	3,683	2,519	

北海道(旭川財務事務所管内)					
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員		2,891	2,907	
物件費					
委託費	委託費定額分				
	成果報酬等				4,080
	旅費その他				86
計(a)		2,891	2,907	4,166	
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費		5	5	
(a)+(b)		2,896	2,912	4,166	

北海道(北見出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	4,366	4,073	3,899
	旅費その他	8	15	9
計(a)		4,373	4,088	3,908
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		4,373	4,088	3,908

東北財務局管内

青森県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	10,511	9,491	8,977
	旅費その他	0	0	0
計(a)		10,511	9,491	8,977
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		10,511	9,491	8,977

岩手県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,508	626	2,355
	旅費その他	0	0	0
計(a)		1,508	626	2,355
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,508	626	2,355

宮城県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	3,877	1,317	4,979
	旅費その他	0	0	0
計(a)		3,877	1,317	4,979
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		3,877	1,317	4,979

秋田県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	12,600	12,262	10,396
	旅費その他	0	0	0
計(a)		12,600	12,262	10,396
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		12,600	12,262	10,396

山形県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	3,720	2,216	4,806
	旅費その他	0	0	0
計(a)		3,720	2,216	4,806
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		3,720	2,216	4,806

福島県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員		1,185	3,242
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	4,888	1,288	
	旅費その他	0	0	
計(a)		4,888	2,473	3,242
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費		3	2
(a)+(b)		4,888	2,476	3,245

関東財務局管内

埼玉県・東京都(23区及び島しょを除く)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	121,066	88,958	67,246
	旅費その他	0	6	0
計(a)		121,066	88,964	67,246
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		121,066	88,964	67,246

東京都(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)・新潟県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	103,758	64,932	80,249
	旅費その他	89	64	62
計(a)		103,848	64,996	80,311
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		103,848	64,996	80,311

東京都(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)・茨城県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	83,137	69,418	48,507
	旅費その他	0	12	62
計(a)		83,137	69,430	48,569
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		83,137	69,430	48,569

東京都(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)・山梨県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	98,261	77,136	57,804
	旅費その他	0	0	2
計(a)		98,261	77,136	57,807
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		98,261	77,136	57,807

東京都(北区、板橋区、足立区、葛飾区)・群馬県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	104,932	74,072	67,650
	旅費その他	0	0	7
計(a)		104,932	74,072	67,656
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		104,932	74,072	67,656

東京都(目黒区、世田谷区、渋谷区)・長野県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	128,808	97,077	90,634
	旅費その他	41	94	52
計(a)		128,848	97,171	90,686
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		128,848	97,171	90,686

神奈川県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	139,574	100,841	80,007
	旅費その他	0	0	0
計(a)		139,574	100,841	80,007
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		139,574	100,841	80,007

千葉県・栃木県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	79,923	65,266	51,501
	旅費その他	9	12	7
計(a)		79,932	65,278	51,508
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		79,932	65,278	51,508

北陸財務局管内

石川県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	672	1,179	388
	旅費その他	18	4	13
計(a)		689	1,183	401
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		689	1,183	401

福井県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,021	724	512
	旅費その他	19	5	11
計(a)		1,040	728	523
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,040	728	523

富山県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	4,479	4,622	3,858
	旅費その他	0	0	10
計(a)		4,479	4,622	3,868
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		4,479	4,622	3,868

東海財務局管内

愛知県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	15,695	10,441	18,486
	旅費その他	11	12	28
計(a)		15,706	10,453	18,514
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		15,706	10,453	18,514

岐阜県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	3,525	3,222	2,370
	旅費その他	70	18	37
計(a)		3,595	3,240	2,407
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		3,595	3,240	2,407

三重県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	7,237	5,553	6,603
	旅費その他	0	0	57
計(a)		7,237	5,553	6,660
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		7,237	5,553	6,660

静岡県(静岡財務事務所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	19,325	13,871	15,188
	旅費その他	264	295	222
計(a)		19,589	14,166	15,410
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		19,589	14,166	15,410

静岡県(沼津出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	7,514	6,108	5,877
	旅費その他	20	16	71
計(a)		7,534	6,124	5,948
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		7,534	6,124	5,948

近畿財務局管内

大阪府・奈良県・和歌山県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	96,758	62,838	43,485
	旅費その他	0	0	0
計(a)		96,758	62,838	43,485
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		96,758	62,838	43,485

京都府・滋賀県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	28,034	20,056	18,903
	旅費その他	0	0	0
計(a)		28,034	20,056	18,903
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		28,034	20,056	18,903

兵庫県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	33,413	14,828	10,686
	旅費その他	0	0	0
計(a)		33,413	14,828	10,686
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		33,413	14,828	10,686

中国財務局管内

広島県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	10,605	6,504	7,281
	旅費その他	28	30	26
計(a)		10,633	6,534	7,307
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		10,633	6,534	7,307

岡山県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	3,085	2,798	3,292
	旅費その他	11	5	9
計(a)		3,096	2,803	3,301
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		3,096	2,803	3,301

鳥取県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	705	1,637	1,777
	旅費その他	23	12	17
計(a)		727	1,649	1,794
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		727	1,649	1,794

島根県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,262	1,299	502
	旅費その他	11	5	6
計(a)		1,273	1,304	508
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,273	1,304	508

山口県(山口財務事務所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	691	1,292	1,008
	旅費その他	24	3	10
計(a)		715	1,295	1,019
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		715	1,295	1,019

山口県(下関出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,603	1,585	1,008
	旅費その他	0	0	0
計(a)		1,603	1,585	1,008
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,603	1,585	1,008

四国財務局管内

香川県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	2,470	2,591	3,149
	旅費その他	0	0	0
計(a)		2,470	2,591	3,149
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		2,470	2,591	3,149

愛媛県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	7,550	7,385	4,558
	旅費その他	86	96	84
計(a)		7,636	7,481	4,642
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		7,636	7,481	4,642

徳島県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	5,678	3,842	3,024
	旅費その他	0	0	0
計(a)		5,678	3,842	3,024
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		5,678	3,842	3,024

高知県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	4,297	5,407	9,004
	旅費その他	12	3	39
計(a)		4,309	5,410	9,043
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		4,309	5,410	9,043

九州財務局管内

熊本県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	6,319	3,923	6,855
	旅費その他	60	21	26
計(a)		6,379	3,944	6,881
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		6,379	3,944	6,881

大分県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	4,544	5,302	6,290
	旅費その他	65	54	48
計(a)		4,609	5,356	6,338
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		4,609	5,356	6,338

宮崎県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,793	845	2,183
	旅費その他	45	21	23
計(a)		1,838	866	2,206
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,838	866	2,206

鹿児島県(鹿児島財務事務所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	3,033	2,696	3,528
	旅費その他	57	39	44
計(a)		3,090	2,735	3,573
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		3,090	2,735	3,573

鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員	2,535	1,795	2,778
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		2,535	1,795	2,778
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		2,535	1,795	2,778

福岡財務支局管内

福岡県(福岡財務支局本局管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	24,258	16,644	17,372
	旅費その他	39	91	127
計(a)		24,297	16,735	17,499
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		24,297	16,735	17,499

福岡県(小倉出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	8,232	9,748	10,305
	旅費その他	0	11	9
計(a)		8,232	9,759	10,314
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		8,232	9,759	10,314

佐賀県

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	2,645	2,542	2,284
	旅費その他	111	20	5
計(a)		2,756	2,562	2,289
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		2,756	2,562	2,289

長崎県(長崎財務事務所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員	6,613		6,717
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等		285	
	旅費その他			
計(a)		6,613	285	6,717
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費	6		6
(a)+(b)		6,619	285	6,723

長崎県(佐世保出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	5,710	5,849	1,289
	旅費その他			
計(a)		5,710	5,849	1,289
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		5,710	5,849	1,289

沖縄総合事務局管内

沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	11,960	11,923	11,814
	旅費その他			
計(a)		11,960	11,923	11,814
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		11,960	11,923	11,814

沖縄県(宮古財務出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	1,195	601	
	旅費その他			
計(a)		1,195	601	0
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		1,195	601	0

沖縄県(八重山財務出張所管内)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費	委託費定額分			
	成果報酬等	186	1,020	
	旅費その他			
計(a)		186	1,020	0
参考値(b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		186	1,020	0

3. 従来の実施に要した経費（単位：件、千円）

北海道財務局管内						
北海道(本局・小樽出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	620	19,238	754	21,316	530	14,607
売払	238	13,803	252	16,345	174	8,995
売払に係る附帯業務	8	34	81	340		
譲与及び交換	3	954	1	229	4	1,762
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	40	794	15	339	11	243
新規貸付に係る附帯業務			15	63	7	37
貸付料の改定又は更新	275	3,419	300	3,618	274	3,255
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	56	235	90	382	60	315
誤信使用財産等に係る調査業務	90	505	65	273	71	1,118
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					5	79
境界確定補助業務における事前調査	11	173			66	1,040
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	79	332	65	273		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		79		72		26
北海道(函館財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	141	4,673	216	7,500	155	4,714
売払	87	4,082	71	5,623	58	3,130
売払に係る附帯業務						
譲与及び交換			1	132		
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	3	56	38	621	7	173
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	51	536	106	1,124	84	1,379
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理					6	32
誤信使用財産等に係る調査業務			2	20		
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査			1	16		
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成			1	4		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
北海道(釧路財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	142	3,260	130	4,311	100	2,138
売払	69	2,672	69	3,612	46	1,554
売払に係る附帯業務	6	25	11	46	1	4
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	44	466	40	611	47	555
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	23	97	10	42	6	25
誤信使用財産等に係る調査業務	81	860	40	399	21	209
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	45	709	20	315	21	209
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	36	151	20	84		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		19		12		12

北海道(帯広財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	86	2,531	135	3,636	182	143
売払	65	2,380	66	3,075	74	126
売払に係る附帯業務	6	25	30	126	69	17
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			2	32		
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	10	105	35	395	39	
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	5	21	2	8		
誤信使用財産等に係る調査業務	4	17	3	13	15	0
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査					15	
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	4	17	3	13		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		13		34		
北海道(旭川財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	209		198		155	3,623
売払	76		74		75	2,648
売払に係る附帯業務	59		59		13	55
譲与及び交換					1	204
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			2		2	36
新規貸付に係る附帯業務			2		2	8
貸付料の改定又は更新	65		58		51	627
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	4		1		11	46
貸付財産に係る一般管理	5		2			
誤信使用財産等に係る調査業務	36		26		29	457
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	36		26		29	457
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成						
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						86
北海道(北見出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	118	2,489	127	3,394	104	3,521
売払	55	1,994	73	2,927	76	3,182
売払に係る附帯業務	28	118	9	38		
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付					6	111
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	30	357	34	384	20	219
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	5	21	11	46	2	8
誤信使用財産等に係る調査業務	180	1,876	68	678	24	378
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	97	1,528	34	536	24	378
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	83	349	34	143		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		8		15		9

東北財務局管内						
青森県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	234	5,846	195	4,112	237	4,461
売払	91	4,839	65	3,333	81	3,531
売払に係る附帯業務	64	269	41	172	57	239
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			3	50	7	110
新規貸付に係る附帯業務			3	13	7	29
貸付料の改定又は更新	62	666	31	326	24	294
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	3	13	1	4	1	4
貸付財産に係る一般管理	14	59	51	214	60	252
誤信使用財産等に係る調査業務	294	4,665	343	5,379	286	4,516
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務			74	1,166	24	378
境界確定補助業務における事前調査	99	1,559	91	1,433	93	1,465
境界確定補助業務における立会業務	99	2,703	88	2,402	85	2,321
決議書作成	96	403	90	378	84	353
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
岩手県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	55	816	17	485	64	937
売払	14	579	6	311	13	465
売払に係る附帯業務	16	67	6	25	16	67
譲与及び交換			1	75		
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	32	1	49	12	201
新規貸付に係る附帯業務					2	8
貸付料の改定又は更新	6	63	2	21	11	153
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	3	13			1	4
貸付財産に係る一般管理	15	63	1	4	9	38
誤信使用財産等に係る調査業務	41	692	6	141	93	1,419
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					12	189
境界確定補助業務における事前調査	3	47			27	425
境界確定補助業務における立会業務	21	573	5	137	25	683
決議書作成	17	71	1	4	29	122
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
宮城県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	157	2,896	46	869	194	3,327
売払	50	2,069	13	578	59	2,209
売払に係る附帯業務	33	139	9	38	53	250
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付					2	27
新規貸付に係る附帯業務	1	4			2	9
貸付料の改定又は更新	34	520	21	240	77	826
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	2	8			1	5
貸付財産に係る一般管理	37	155	3	13		
誤信使用財産等に係る調査業務	85	981	30	448	159	1,653
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					36	567
境界確定補助業務における事前調査	36	567	15	268	36	567
境界確定補助業務における立会業務	9	246	7	147	4	127
決議書作成	40	168	8	34	32	151
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務					51	241
旅費及び交通費等						

秋田県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	277	6,139	263	5,364	192	2,803
売払	80	4,303	53	3,626	46	1,818
売払に係る附帯業務	64	269	42	176	38	160
譲与及び交換	7	420				
譲与及び交換に係る附帯業務	3	13				
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	18	461	50	800	1	16
新規貸付に係る附帯業務	4	17	1	4	1	4
貸付料の改定又は更新	31	364	28	384	49	566
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	1	4	2	8	1	4
貸付財産に係る一般管理	69	290	87	365	56	235
誤信使用財産等に係る調査業務	408	6,461	435	6,897	496	7,593
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務			41	646	152	2,394
境界確定補助業務における事前調査	139	2,189	190	2,993	115	1,811
境界確定補助業務における立会業務	136	3,713	104	2,839	105	2,867
決議書作成	133	559	100	420	120	504
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務					4	17
旅費及び交通費等						
山形県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	121	3,088	83	1,194	152	2,376
売払	37	1,932	21	737	30	1,382
売払に係る附帯業務	27	113	16	67	37	155
譲与及び交換	5	557	1	32	4	95
譲与及び交換に係る附帯業務	4	17			3	13
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			1	16	2	32
新規貸付に係る附帯業務			1	4	2	8
貸付料の改定又は更新	36	418	25	263	37	537
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	3	13	6	25	1	4
貸付財産に係る一般管理	9	38	12	50	36	151
誤信使用財産等に係る調査業務	46	632	73	1,023	155	2,430
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務			43	677	116	1,827
境界確定補助業務における事前調査	18	284	13	205	14	221
境界確定補助業務における立会業務	10	273	3	82	12	328
決議書作成	18	76	14	59	13	55
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
福島県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	290	4,536	65	815		
売払	30	2,817	8	412		
売払に係る附帯業務	25	105	7	29		
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	16				
新規貸付に係る附帯業務	1	4				
貸付料の改定又は更新	87	981	22	256		
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	5	21	2	8		
貸付財産に係る一般管理	141	592	26	109		
誤信使用財産等に係る調査業務	26	352	33	474		
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	13	205	23	362		
境界確定補助業務における立会業務	4	109	3	82		
決議書作成	9	38	7	29		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						

関東財務局管内						
埼玉県・東京都(23区及び島しょを除く)						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	2,420	120,210	2,684	87,311	1,834	64,097
売払	271	97,514	197	61,525	150	41,555
売払に係る附帯業務	240	1,008	173	727	66	502
譲与及び交換	5	2,470	2	494	3	901
譲与及び交換に係る附帯業務	5	92	3	48	3	66
取得時効処理に係る現地調査	2	32	2	142	1	31
取得時効処理に係る附帯業務	8	34	8	34	4	40
新規貸付	90	3,235	222	6,751	78	2,248
新規貸付に係る附帯業務	1	4	10	42	3	30
貸付料の改定又は更新	789	11,447	879	12,328	761	12,329
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	130	682	143	832	126	1,048
貸付財産に係る一般管理	879	3,692	1,045	4,389	639	5,346
誤信使用財産等に係る調査業務	105	857	164	1,647	166	3,149
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	59	929	94	2,247
境界確定補助業務における事前調査	12	189	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	12	328	12	328	14	370
決議書作成	81	340	93	391	57	522
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	1	10
旅費及び交通費等	0	0	3	6	0	0
東京都(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)・新潟県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	1,951	102,977	2,814	62,074	2,701	79,181
売払	186	78,126	103	34,769	144	53,295
売払に係る附帯業務	151	634	90	378	62	290
譲与及び交換	14	4,163	4	1,194	5	613
譲与及び交換に係る附帯業務	1	22	1	22	1	44
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	0	0	0	0	0	0
新規貸付	160	5,352	170	4,133	126	3,774
新規貸付に係る附帯業務	11	46	14	59	1	4
貸付料の改定又は更新	831	11,925	1,080	15,495	956	14,802
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	112	673	139	930	205	1,188
貸付財産に係る一般管理	485	2,037	1,213	5,095	1,201	5,170
誤信使用財産等に係る調査業務	98	781	232	2,857	138	1,068
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	123	1,937	52	328
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	16	437	20	546	27	454
決議書作成	82	344	89	374	53	243
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	6	44
旅費及び交通費等	11	89	7	64	19	62
東京都(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)・茨城県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	1,908	81,180	1,948	65,144	1,632	46,598
売払	205	61,651	163	47,285	118	29,426
売払に係る附帯業務	213	895	171	718	69	290
譲与及び交換	2	1,624	0	0	2	910
譲与及び交換に係る附帯業務	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	0	0	0	0	0	0
新規貸付	106	4,009	128	3,776	153	2,965
新規貸付に係る附帯業務	0	0	2	8	0	0
貸付料の改定又は更新	687	10,043	692	9,930	790	10,879
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	107	489	119	600	109	484
貸付財産に係る一般管理	588	2,470	673	2,827	391	1,642
誤信使用財産等に係る調査業務	158	1,957	300	4,275	114	1,909
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	175	2,756	0	0
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	56	1,529	43	1,174	56	1,665
決議書作成	102	428	82	344	57	239
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	1	4
旅費及び交通費等	0	0	7	12	32	62

東京都(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)・山梨県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	2,055	97,415	2,853	72,467	1,912	53,452
売払	207	73,307	121	41,114	119	30,874
売払に係る附帯業務	81	340	85	357	65	492
譲与及び交換	7	2,035	3	349	1	71
譲与及び交換に係る附帯業務	7	1,279	0	0	0	0
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	8	34	8	34	11	84
新規貸付	128	5,485	291	9,999	104	2,907
新規貸付に係る附帯業務	9	38	9	38	11	84
貸付料の改定又は更新	763	11,182	1,013	14,821	804	12,718
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	77	489	105	639	138	1,196
貸付財産に係る一般管理	768	3,226	1,218	5,116	659	5,026
誤信使用財産等に係る調査業務	97	846	361	4,669	219	4,352
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	163	2,567	62	2,161
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	19	519	55	1,502	51	1,392
決議書作成	78	328	143	601	100	757
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	6	42
旅費及び交通費等	0	0	0	0	4	2
東京都(北区、板橋区、足立区、葛飾区)・群馬県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	2,125	103,086	2,418	63,017	2,688	64,185
売払	291	82,279	215	41,367	210	40,552
売払に係る附帯業務	220	924	181	760	118	496
譲与及び交換	7	2,448	0	0	4	458
譲与及び交換に係る附帯業務	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	3	13	12	50	7	29
新規貸付	182	4,668	205	4,681	199	4,879
新規貸付に係る附帯業務	2	8	2	8	3	13
貸付料の改定又は更新	767	9,923	897	12,275	952	12,665
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	178	828	127	604	121	582
貸付財産に係る一般管理	475	1,995	779	3,272	1,074	4,511
誤信使用財産等に係る調査業務	181	1,846	795	11,054	407	3,465
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	558	8,789	97	1,528
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	47	1,283	55	1,502	52	854
決議書作成	134	563	182	764	140	588
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	118	496
旅費及び交通費等	0	0	0	0	7	7
東京都(目黒区、世田谷区、渋谷区)・長野県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	2,135	126,771	2,830	87,026	2,637	88,861
売払	203	97,939	134	54,038	158	61,292
売払に係る附帯業務	174	731	105	441	56	235
譲与及び交換	4	1,629	4	682	1	29
譲与及び交換に係る附帯業務	2	44	0	0	1	22
取得時効処理に係る現地調査	0	0	3	47	3	47
取得時効処理に係る附帯業務	3	13	5	21	4	17
新規貸付	201	8,990	203	8,318	47	2,315
新規貸付に係る附帯業務	1	4	6	25	5	21
貸付料の改定又は更新	813	14,133	1,094	17,864	1,131	19,495
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	166	903	210	1,112	205	1,078
貸付財産に係る一般管理	568	2,386	1,066	4,477	1,026	4,309
誤信使用財産等に係る調査業務	125	2,037	666	10,051	173	1,772
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	460	7,245	24	378
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	66	1,802	84	2,293	61	1,025
決議書作成	59	235	122	512	61	256
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	27	113
旅費及び交通費等	6	41	14	94	12	52

神奈川県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	3,422	137,995	3,613	95,736	2,823	72,090
売払	581	112,350	408	70,002	281	40,173
売払に係る附帯業務	475	1,995	369	1,550	179	1,777
譲与及び交換	0	0	1	394	1	509
譲与及び交換に係る附帯業務	0	0	1	22	8	210
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	396	1,663	467	1,961	419	4,400
新規貸付	244	6,561	183	4,530	48	1,534
新規貸付に係る附帯業務	1	4	2	8	1	11
貸付料の改定又は更新	830	11,538	893	11,649	853	12,548
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	92	510	129	748	114	1,280
貸付財産に係る一般管理	803	3,373	1,160	4,872	919	9,650
誤信使用財産等に係る調査業務	376	1,579	880	5,105	720	7,917
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	122	1,922	29	662
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	0	0	0	0	0	0
決議書作成	376	1,579	758	3,184	691	7,256
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	0	0
旅費及び交通費等	0	0	0	0	0	0
千葉県・栃木県						
	19年度		20年度		21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	1,945	77,762	1,737	59,093	1,498	45,384
売払	375	60,504	336	43,714	245	20,740
売払に係る附帯業務	306	1,294	277	1,163	155	2,461
譲与及び交換	3	475	3	507	3	417
譲与及び交換に係る附帯業務	0	0	0	0	2	121
取得時効処理に係る現地調査	0	0	0	0	0	0
取得時効処理に係る附帯業務	0	0	0	0	2	8
新規貸付	100	3,487	129	3,661	74	1,734
新規貸付に係る附帯業務	11	46	8	34	6	146
貸付料の改定又は更新	765	10,313	560	8,214	479	7,158
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	60	277	78	347	76	1,217
貸付財産に係る一般管理	325	1,365	346	1,453	456	11,383
誤信使用財産等に係る調査業務	300	2,161	763	6,173	1,166	6,116
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	0	0	227	3,575	19	200
境界確定補助業務における事前調査	0	0	0	0	0	0
境界確定補助業務における立会業務	39	1,065	15	410	3	57
決議書作成	261	1,096	521	2,188	266	2,172
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務	0	0	0	0	878	3,688
旅費及び交通費等	2	9	3	12	2	7
北陸財務局管内						
石川県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	22	447	12	1,044	9	178
売払	11	403	6	960	3	108
売払に係る附帯業務	11	44	3	12	3	12
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新			3	72	3	58
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	15	225	9	135	14	210
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					10	150
境界確定補助業務における事前調査	9	135	5	75	2	30
境界確定補助業務における立会業務	3	78	2	52	1	26
決議書作成	3	12	2	8	1	4
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	4	18	1	4	9	13

福井県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	17	722	18	503	16	306
売払	9	669	6	351	4	164
売払に係る附帯業務	4	17	5	21	3	13
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	3	32	7	131	7	121
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	1	4			2	8
誤信使用財産等に係る調査業務	19	299	14	221	14	206
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					1	16
境界確定補助業務における事前調査	7	110	6	95	6	95
境界確定補助業務における立会業務	6	164	4	109	3	79
決議書作成	6	25	4	17	3	13
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務					1	4
旅費及び交通費等	3	19	1	5	8	11
富山県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	125	3,638	168	3,849	107	2,403
売払	44	2,923	51	2,882	42	1,836
売払に係る附帯業務	38	160	44	176	39	234
譲与及び交換	1	121				
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			1	64	1	10
新規貸付に係る附帯業務					1	6
貸付料の改定又は更新	35	406	67	707	19	287
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	7	29	5	20	5	30
誤信使用財産等に係る調査業務	60	841	64	773	93	1,456
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					25	458
境界確定補助業務における事前調査	49	772	47	705	47	860
境界確定補助業務における立会業務	1	27			3	30
決議書作成	10	42	17	68	18	108
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等					13	10
東海財務局管内						
愛知県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	379	14,990	217	9,401	442	15,241
売払	65	11,646	49	7,505	54	7,020
売払に係る附帯業務	52	218	35	147	30	473
譲与及び交換	2	547				
譲与及び交換に係る附帯業務	4	53				
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			3	47		
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	100	1,732	76	1,382	133	4,190
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	156	794	54	319	225	3,560
誤信使用財産等に係る調査業務	58	706	77	1,040	124	3,245
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	36	567	44	693	45	1,418
境界確定補助業務における立会業務	2	55	9	246	37	1,166
決議書作成	20	84	24	101	42	662
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	2	11	2	12	7	28

岐阜県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	199	3,509	127	2,970	112	2,055
売払	18	2,073	25	2,142	14	1,260
売払に係る附帯業務	15	63	19	80	13	55
譲与及び交換					1	40
譲与及び交換に係る附帯業務					1	4
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	11	179				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	57	748	43	580	41	520
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	98	446	40	168	42	176
誤信使用財産等に係る調査業務	1	16	16	252	20	315
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					20	315
境界確定補助業務における事前調査	1	16	16	252		
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成						
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	9	70	2	18	9	37
三重県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	345	3,863	203	2,388	259	3,861
売払	45	2,266	36	1,624	50	2,702
売払に係る附帯業務	39	156	31	124	36	252
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務	206	824	112	448	141	564
新規貸付	2	30				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	36	497	16	160	21	266
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	17	90	8	32	11	77
誤信使用財産等に係る調査業務	273	3,374	243	3,165	205	2,742
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					43	673
境界確定補助業務における事前調査	133	1,868	113	1,655	49	784
境界確定補助業務における立会業務	43	1,118	45	1,170	26	676
決議書作成	97	388	85	340	87	609
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等					21	57
静岡県(静岡財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	342	14,689	376	6,742	273	6,948
売払	77	12,833	60	4,776	66	5,322
売払に係る附帯業務	63	265	45	189	44	231
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務	48	202	102	428	43	181
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	78	989	75	899	43	758
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	76	401	94	449	77	457
誤信使用財産等に係る調査業務	298	4,636	457	7,128	434	8,239
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					154	2,911
境界確定補助業務における事前調査	5	79	113	1,780	0	0
境界確定補助業務における立会業務	144	3,931	169	4,614	147	4,631
決議書作成	149	626	175	735	133	698
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	51	264	57	295	119	222

静岡県(沼津出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	449	6,258	419	4,462	360	3,945
売払	68	4,204	47	2,653	37	2,290
売払に係る附帯業務	43	181	38	160	21	110
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務	277	1,163	293	1,231	260	1,092
新規貸付	1	22				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	34	578	23	316	20	337
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	26	109	18	103	22	116
誤信使用財産等に係る調査業務	112	1,256	117	1,646	108	1,932
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					99	1,871
境界確定補助業務における事前調査	68	1,071	100	1,575	1	19
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	44	185	17	71	8	42
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	1	20	8	16	41	71
近畿財務局管内						
大阪府・奈良県・和歌山県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	2,173	87,210	2,018	52,907	1,071	35,632
売払	358	67,654	296	36,049	159	18,568
売払に係る附帯業務	297	1,247	230	966	133	837
譲与及び交換	10	3,294	3	2,264	4	2,349
譲与及び交換に係る附帯業務	2	8	1	4		
取得時効処理に係る現地調査	17	267	25	393	9	283
取得時効処理に係る附帯業務	81	340	68	285	18	94
新規貸付	22	507	16	415	7	234
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	679	10,256	598	8,513	533	11,886
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	707	3,633	781	4,015	208	1,377
誤信使用財産等に係る調査業務	593	9,547	632	9,930	447	7,852
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					44	693
境界確定補助業務における事前調査	199	3,134	218	3,433	137	2,157
境界確定補助業務における立会業務	206	5,623	206	5,623	132	4,158
決議書作成	188	789	208	873	134	844
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
京都府・滋賀県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	678	21,638	633	14,729	443	14,571
売払	140	16,196	141	10,677	145	11,413
売払に係る附帯業務	104	436	87	365	88	369
譲与及び交換					1	387
譲与及び交換に係る附帯業務					1	4
取得時効処理に係る現地調査	23	362	30	472	16	252
取得時効処理に係る附帯業務	23	96	33	138	17	71
新規貸付			1	19	2	35
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	314	4,235	198	2,455	129	1,853
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	74	310	143	600	44	184
誤信使用財産等に係る調査業務	409	6,395	347	5,326	297	4,331
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					4	63
境界確定補助業務における事前調査	125	1,968	101	1,590	79	1,244
境界確定補助業務における立会業務	140	3,822	117	3,194	92	2,511
決議書作成	144	604	129	541	122	512
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						

兵庫県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	632	32,129	593	12,416	587	9,322
売払	120	27,495	73	7,419	37	3,639
売払に係る附帯業務	101	424	53	222	23	96
譲与及び交換	2	847	3	1,258		
譲与及び交換に係る附帯業務	1	4				
取得時効処理に係る現地調査	14	220	28	441	10	157
取得時効処理に係る附帯業務	38	159	90	378	74	310
新規貸付	4	94	8	190	12	252
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	172	2,128	123	1,597	381	4,654
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	180	756	215	909	50	210
誤信使用財産等に係る調査業務	80	1,283	151	2,412	85	1,363
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					15	157
境界確定補助業務における事前調査					3	47
境界確定補助業務における立会業務	41	1,119	77	2,102	38	1,037
決議書作成	39	163	74	310	29	121
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
中国財務局管内						
広島県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	324	10,030	312	5,992	209	5,753
売払	33	6,850	30	3,181	36	3,944
売払に係る附帯業務	16	67	18	76	18	95
譲与及び交換	1	334				
譲与及び交換に係る附帯業務	1	22				
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	9	294	3	188		
新規貸付に係る附帯業務	2	8	1	4		
貸付料の改定又は更新	181	2,114	158	2,114	111	1,483
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	48	202	62	260	14	74
貸付財産に係る一般管理	33	139	40	168	30	158
誤信使用財産等に係る調査業務	35	574	34	512	83	1,529
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	11	173	12	189	32	605
境界確定補助業務における立会業務	13	355	10	273	25	788
決議書作成	11	46	12	50	24	126
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務					2	11
旅費及び交通費等		28		30		26
岡山県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	141	2,935	158	2,609	116	2,945
売払	31	2,002	20	1,375	18	1,985
売払に係る附帯業務	10	42	10	42	7	32
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務	1	22				
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	68	738	97	1,062	58	776
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	25	105	26	109	25	116
貸付財産に係る一般管理	6	25	5	21	8	37
誤信使用財産等に係る調査業務	11	150	12	189	20	347
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	3	47	4	63	6	104
境界確定補助業務における立会業務	3	82	4	109	7	210
決議書作成	5	21	4	17	7	32
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		11		5		9

鳥取県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	53	528	64	1,385	63	1,412
売払	1	32	9	916	12	1,017
売払に係る附帯業務	1	4	5	21	9	38
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	16				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	36	418	30	329	15	174
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	13	55	13	55	17	71
貸付財産に係る一般管理	1	4	7	64	10	111
誤信使用財産等に係る調査業務	9	176	16	252	21	365
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					6	95
境界確定補助業務における事前調査	4	63	6	95	6	95
境界確定補助業務における立会業務	4	109	5	137	6	164
決議書作成	1	4	5	21	3	13
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		23		12		17
島根県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	50	1,081	55	1,180	34	424
売払	14	898	20	996	5	204
売払に係る附帯業務	10	42	19	80	5	21
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			1	16		
新規貸付に係る附帯業務			1	4		
貸付料の改定又は更新	5	53	4	43	10	105
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	19	80	9	38	8	34
貸付財産に係る一般管理	2	8	1	4	6	60
誤信使用財産等に係る調査業務	10	181	9	119	5	79
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査			3	47	1	16
境界確定補助業務における立会業務	6	164	2	55	2	55
決議書作成	4	17	4	17	2	8
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		11		5		6
山口県(山口財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	50	522	48	1,243	55	727
売払	2	173	11	1,003	9	407
売払に係る附帯業務	1	4	7	28	6	24
譲与及び交換			1	30		
譲与及び交換に係る附帯業務			1	4		
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	21				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	21	219	9	102	19	212
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	24	101	16	64	18	72
貸付財産に係る一般管理	1	4	3	12	3	12
誤信使用財産等に係る調査業務	11	169	4	49	18	281
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					17	255
境界確定補助業務における事前調査	3	46	1	15		
境界確定補助業務における立会業務	4	107	1	26	1	26
決議書作成	4	17	2	8		
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等		24		3		10

山口県(下関出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	79	1,273	72	1,144	64	929
売払	15	614	8	546	12	406
売払に係る附帯業務	10	42	2	8	5	21
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	43	571	43	510	43	485
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務					1	4
貸付財産に係る一般管理	11	46	19	80	3	13
誤信使用財産等に係る調査業務	21	331	28	441	5	79
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	7	110	10	158	1	16
境界確定補助業務における立会業務	7	191	9	246	2	55
決議書作成	7	29	9	38	2	8
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
四国財務局管内						
香川県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	81	2,281	80	1,835	115	2,555
売払	22	1,840	32	1,523	50	2,187
売払に係る附帯業務	22	92	24	101	39	164
譲与及び交換					1	28
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付					1	10
新規貸付に係る附帯業務					1	4
貸付料の改定又は更新	20	277	16	177	10	107
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	4	17				
貸付財産に係る一般管理	13	55	8	34	13	55
誤信使用財産等に係る調査業務	12	189	48	756	37	594
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	4	63	16	252	12	189
境界確定補助業務における立会業務	4	109	16	437	13	355
決議書作成	4	17	16	67	12	50
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
愛媛県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	136	4,981	166	4,409	111	2,522
売払	48	4,308	55	3,549	31	1,845
売払に係る附帯業務	40	168	45	185	31	162
譲与及び交換	1	32				
譲与及び交換に係る附帯業務	1	4				
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	16	7	213		
新規貸付に係る附帯業務	1	4	5	21		
貸付料の改定又は更新	33	403	29	336	36	394
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務			1	4		
貸付財産に係る一般管理	11	46	24	101	13	121
誤信使用財産等に係る調査業務	169	2,569	197	2,976	143	2,036
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	53	835	58	914	46	724
境界確定補助業務における立会業務	54	1,474	64	1,747	39	1,024
決議書作成	62	260	75	315	58	288
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	16	86	17	96	17	84

徳島県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	67	2,566	81	1,845	51	1,151
売払	35	2,408	32	1,577	27	1,049
売払に係る附帯業務	24	96	27	108	21	84
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	5	50	11	116	1	10
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務			10	40	1	4
貸付財産に係る一般管理	3	12	1	4	1	4
誤信使用財産等に係る調査業務	206	3,112	128	1,997	119	1,873
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	66	990	45	675	35	525
境界確定補助業務における立会業務	71	1,846	45	1,170	46	1,196
決議書作成	69	276	38	152	38	152
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
高知県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	48	1,870	62	1,896	88	2,802
売払	21	1,713	29	1,714	48	2,557
売払に係る附帯業務	20	84	26	109	36	187
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	7	73	7	73	4	58
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	116	2,427	176	3,511	354	6,202
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	42	661	42	661	196	3,499
境界確定補助業務における立会業務	63	1,720	99	2,703	85	2,320
決議書作成	11	46	35	147	24	126
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務					49	257
旅費及び交通費等	3	12	1	3	10	39
九州財務局管内						
熊本県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	177	5,197	127	2,898	204	5,916
売払	60	4,331	36	2,164	74	4,697
売払に係る附帯業務	47	197	31	130	62	326
譲与及び交換					1	37
譲与及び交換に係る附帯業務					1	5
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	16			1	16
新規貸付に係る附帯業務	1	4			1	5
貸付料の改定又は更新	40	531	45	541	47	741
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務			4	17	2	10
貸付財産に係る一般管理	28	118	11	46	15	79
誤信使用財産等に係る調査業務	58	1,122	54	1,025	39	939
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	4	63	1	17		
境界確定補助業務における立会業務	36	983	34	928	28	882
決議書作成	18	76	19	80	11	57
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	11	60	7	21	10	26

大分県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	94	2,203	78	2,049	89	3,455
売払	38	1,734	32	1,705	31	2,490
売払に係る附帯業務	27	113	22	92	16	98
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	29	356	23	248	36	829
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務			1	4	4	25
貸付財産に係る一般管理					2	13
誤信使用財産等に係る調査業務	142	2,341	197	3,253	153	2,835
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	45	709	66	1,039	54	851
境界確定補助業務における立会業務	53	1,447	72	1,966	54	1,701
決議書作成	44	185	59	248	45	283
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	26	65	25	54	33	48
宮崎県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	22	733	19	464	47	1,135
売払	13	612	9	335	17	757
売払に係る附帯業務					11	58
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	1	20	3	56		
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	8	101	7	73	18	315
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務					1	5
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	60	1,060	20	381	55	1,048
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務					4	76
境界確定補助業務における事前調査	16	252	7	110	17	321
境界確定補助業務における立会業務	27	737	7	246	18	567
決議書作成	17	71	6	25	16	84
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	16	45	9	21	14	23
鹿児島県(鹿児島島財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	68	1,258	40	1,257	49	1,455
売払	23	859	17	1,069	23	1,266
売払に係る附帯業務	20	84	13	55	15	63
譲与及び交換					1	32
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			1	16		
新規貸付に係る附帯業務			1	4		
貸付料の改定又は更新	25	315	6	105	8	86
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理			2	8	2	8
誤信使用財産等に係る調査業務	109	1,775	87	1,439	124	2,073
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	42	662	33	519	42	662
境界確定補助業務における立会業務	36	983	30	819	45	1,256
決議書作成	31	130	24	101	37	155
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	21	57	14	39	23	44

鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	21		8		26	
売払	3		4		1	
売払に係る附帯業務	2		3			
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	16		1		25	
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	8		8		4	
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務	2		2		1	
境界確定補助業務における事前調査	2		2		1	
境界確定補助業務における立会業務	2		2		1	
決議書作成	2		2		1	
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
福岡財務支局管内						
福岡県(福岡財務支局本局管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	384	16,119	245	9,715	221	6,729
売払	115	13,643	98	8,244	90	5,341
売払に係る附帯業務	55	231	57	290	59	309
譲与及び交換	3	181	4	370	1	160
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	119	1,678	29	526	40	757
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	92	386	57	285	31	162
誤信使用財産等に係る調査業務	533	8,139	388	6,929	478	10,643
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	177	2,787	128	2,403	162	3,061
境界確定補助業務における立会業務	167	4,559	124	3,843	182	6,879
決議書作成	189	793	136	683	134	703
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	9	39	69	91	81	127
福岡県(小倉出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	725	6,781	483	8,588	422	8,932
売払	32	2,254	28	3,306	25	2,320
売払に係る附帯業務	17	71	8	40	11	57
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付	2	46				
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	216	2,487	307	4,517	265	5,920
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	458	1,923	140	725	121	635
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	82	1,451	63	1,160	72	1,373
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	30	472	21	387	23	434
境界確定補助業務における立会業務	33	900	22	676	26	819
決議書作成	19	79	20	97	23	120
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等			14	11	13	9

佐賀県						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	44	1,268	54	978	57	1,186
売払	23	1,175	22	779	29	1,050
売払に係る附帯業務	14	58	20	84	25	105
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付			3	47		
新規貸付に係る附帯業務			3	12		
貸付料の改定又は更新	1	10	5	52	3	31
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	6	25	1	4		
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	89	1,377	92	1,564	72	1,098
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	29	456	32	520	23	362
境界確定補助業務における立会業務	29	791	33	935	23	627
決議書作成	31	130	27	109	26	109
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等	19	111	13	20	7	5
長崎県(長崎財務事務所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	32		22	285	50	
売払	22				18	
売払に係る附帯業務						
譲与及び交換	1				1	
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	9		21	281	31	
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務			1	4		
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	8				13	
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査						
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成	8				13	
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
長崎県(佐世保出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	278	4,719	154	5,110	68	835
売払	17	2,847	17	3,404	4	157
売払に係る附帯業務	7	29	4	19	2	10
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付					1	18
新規貸付に係る附帯業務					1	5
貸付料の改定又は更新	53	999	106	1,551	40	540
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理	201	844	27	136	20	105
誤信使用財産等に係る調査業務	63	991	46	739	29	454
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	21	330	12	189	10	157
境界確定補助業務における立会業務	21	573	17	464	9	245
決議書作成	21	88	17	86	10	52
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						

沖縄総合事務局管内						
沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	636	11,586	730	11,466	653	11,457
売払	55	7,116	49	6,055	51	6,630
売払に係る附帯業務	228	958	265	1,113	242	1,016
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	308	3,323	365	4,084	307	3,589
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	45	189	51	214	53	223
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	23	374	29	457	20	357
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査	2	32	1	16		
境界確定補助業務における立会業務	11	300	14	382	10	315
決議書作成	10	42	14	59	10	42
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
沖縄県(宮古財務出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	119	1,195	65	601		
売払						
売払に係る附帯業務						
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	112	1,166	52	546		
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務	7	29	13	55		
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務						
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査						
境界確定補助業務における立会業務						
決議書作成						
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						
沖縄県(八重山財務出張所管内)						
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
契約に関する業務	9	123	89	938		
売払	1	35				
売払に係る附帯業務						
譲与及び交換						
譲与及び交換に係る附帯業務						
取得時効処理に係る現地調査						
取得時効処理に係る附帯業務						
新規貸付						
新規貸付に係る附帯業務						
貸付料の改定又は更新	8	88	89	938		
貸付料の改定又は更新に係る附帯業務						
貸付財産に係る一般管理						
誤信使用財産等に係る調査業務	4	63	3	82		
誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務						
境界確定補助業務における事前調査						
境界確定補助業務における立会業務	2	55	3	82		
決議書作成	2	8				
誤信使用財産等に係る調査業務に係る附帯業務						
旅費及び交通費等						

4. 従来の実施に要した人員

(単位:人)

北海道財務局管内			
北海道(北海道財務局本局・小樽出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	5(うち専従3)	4(うち専従3)	5(うち専従2)
北海道(函館財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	3(うち専従1)	3(うち専従1)	3(うち専従1)
北海道(釧路財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	8(うち専従なし)	8(うち専従なし)	7(うち専従なし)
北海道(帯広財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	1
外部委託先の従事者数	7(うち専従なし)	7(うち専従なし)	-
北海道(旭川財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	1	1	-
外部委託先の従事者数	-	-	8(うち専従1)
北海道(北見出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	7(うち専従1)	7(うち専従1)	8(うち専従1)
東北財務局管内			
青森県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
岩手県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
宮城県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
秋田県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1

山形県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
福島県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	1	1
外部委託先の従事者数	1	1	1
関東財務局管内			
埼玉県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	5	5	6
東京都(23区及び島しょを除く)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	10	6	6
東京都(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	8	10	9
新潟県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	7	5	5
東京都(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	13	8	8
茨城県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
東京都(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	6	9	11
山梨県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	2	2
東京都(北区、板橋区、足立区、葛飾区)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	7	9	9

群馬県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
東京都(目黒区、世田谷区、渋谷区)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	9	10	10
長野県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
神奈川県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	11	10	18
千葉県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	8	7	5
栃木県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	4	4	4
北陸財務局管内			
石川県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
福井県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
富山県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
東海財務局管内			
愛知県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
静岡県(静岡財務事務所管内)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2

静岡県(沼津出張所管内)			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
三重県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
岐阜県			
	19年度	20年度	21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
近畿財務局管内			
大阪府・奈良県・和歌山県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	3	3	3
京都府・滋賀県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	3	3	3
兵庫県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	3	3	3
中国財務局管内			
広島県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
岡山県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
鳥取県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
島根県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1

山口県(山口財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
山口県(下関出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
四国財務局管内			
香川県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
愛媛県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
徳島県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
高知県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
九州財務局管内			
熊本県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	随意契約	1名以上	1名以上
大分県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	随意契約	1名以上	1名以上
宮崎県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	随意契約	1名以上	1名以上
鹿児島県(鹿児島財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	随意契約	1名以上	1名以上
鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	1	1	1
外部委託先の従事者数	-	-	-

福岡財務支局管内			
福岡県(福岡財務支局本局管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
福岡県(小倉出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
佐賀県			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
長崎県(長崎財務事務所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	2	-	2
外部委託先の従事者数	-	1	-
長崎県(佐世保出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	1
沖縄総合事務局管内			
沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	2	2	2
沖縄県(宮古財務出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	-
沖縄県(八重山財務出張所管内)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-
外部委託先の従事者数	1	1	-

5. 従来の実施に要した施設及び設備

北海道財務局管内	
北海道(北海道財務局本局管内・小樽出張所管内)	(本局管内) 設備:(机・椅子類):机3台・椅子3脚 (書棚・ロッカー類):キャビネット1台 (その他の事務用品類):ゴミ箱2個、コンセント2個 (小樽出張所管内) 設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
北海道(函館財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚、(書棚・ロッカー類)引出型ワゴン1台、ロッカー1台
北海道(釧路財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
北海道(帯広財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
北海道(旭川財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚 (書棚・ロッカー類)移動キャビネット1台、キャビネット1台
北海道(北見出張所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
東北財務局管内	
青森県	なし
岩手県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
宮城県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
秋田県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚 (その他の事務用品類)ゴミ箱1個
山形県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
福島県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚 (書棚・ロッカー類)アンダーデスクキャビネット1台 (その他の事務用品類)ゴミ箱1個

関東財務局管内	
埼玉県	設備：(机・椅子類)机3台、椅子3脚
東京都(23区及び島しょを除く)	設備：(机・椅子類)机1台、椅子2脚
東京都(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)	設備：(机・椅子類)机1台、椅子1脚
新潟県	設備：(机・椅子類)机2台、椅子2脚
東京都(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)	設備：(机・椅子類)机2台、椅子3脚
茨城県	設備：(机・椅子類)机1台、椅子1脚
東京都(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)	設備：(机・椅子類)机2台、椅子2脚
山梨県	設備：専用設備等はない(随時空席等を利用)
東京都(北区、板橋区、足立区、葛飾区)	設備：専用設備等はない(随時空席等を利用)
群馬県	施設：庁舎(所在地等：群馬県前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎4階、使用面積：12.69㎡) 設備：(机・椅子類)机3台、椅子3脚
東京都(目黒区、世田谷区、渋谷区)	設備：(机・椅子類)机1台、椅子2脚
長野県	施設：庁舎(所在地等：長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎5階、使用面積：3.21㎡) 設備：(机・椅子類)机2台、椅子2脚(書棚・ロッカー類)ロッカー2台
神奈川県	設備：横浜(机・椅子類)専用スペースはない空き机等を随時使用 横須賀(机・椅子類)机1台、椅子1脚
千葉県	設備：(机・椅子類)机1台、椅子1脚
栃木県	設備：(机・椅子類)机1台、椅子2脚

北陸財務局管内	
石川県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
福井県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
富山県	設備:(机・椅子類)机1台・椅子1脚(書棚・ロッカー類)キャビネット1台(その他の事務用品類)ゴミ箱1個
東海財務局管内	
愛知県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
岐阜県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
三重県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
静岡県(静岡財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
静岡県(沼津出張所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
近畿財務局管内	
大阪府・奈良県・和歌山県	施設:庁舎(大阪府中央区大手前4-1-76、6.93㎡ 奈良市登大路町81、1.49㎡) 設備:(机・椅子類)机3台、椅子3脚 (書棚・ロッカー類)キャビネット1台、書棚1台 (電信・電話関係)電話2台 (その他の事務用品類)
京都府・滋賀県	施設:庁舎(所在地等、使用面積) 設備:(机・椅子類)(書棚・ロッカー類)(電信・電話関係)(その他の事務用品類)
兵庫県	施設:庁舎(神戸市中央区海岸通29番地、1.8㎡) 設備:(机・椅子類)机1台、椅子2脚 (書棚・ロッカー類)(電信・電話関係)(その他の事務用品類)

中国財務局管内	
広島県	なし
岡山県	(岡山財務事務所管内) 設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚 (倉敷出張所管内) 設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
鳥取県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
島根県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
山口県(山口財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
山口県(下関出張所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
四国財務局管内	
香川県	施設:庁舎(特になし) 設備:(特になし)
愛媛県	施設:庁舎(特になし) 設備:(特になし)
徳島県	施設:庁舎(特になし) 設備:(特になし)
高知県	施設:庁舎(特になし) 設備:(特になし)

九州財務局管内	
熊本県	施設:該当なし 設備:(机・椅子類)机1台・椅子1脚
大分県	施設:該当なし 設備:該当なし
宮崎県	施設:該当なし 設備:(机・椅子類)机1台・椅子1脚 (書棚・ロッカー類)引出型ワゴン1台
鹿児島県(鹿児島財務事務所管内)	施設:該当なし 設備:(机・椅子類)机1台・椅子1脚 (書棚・ロッカー類)移動書架1段
鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))	施設:該当なし 設備:該当なし
福岡財務支局管内	
福岡県(福岡財務支局本局管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚 (電信・電話関係)電話1台 (その他の事務用品類)ゴミ箱1個、コンセント3個
福岡県(小倉出張所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
佐賀県	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
長崎県(長崎財務事務所管内)	設備:(机・椅子類)机1台、椅子1脚
長崎県(佐世保出張所管内)	設備:(机・椅子類)机1台・椅子2脚 (書棚・ロッカー類)移動書架1段 (電信・電話関係)電話1台 (その他の事務用品類)電卓2個
沖縄総合事務局管内	
沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)	設備:(机・椅子類):机2台・椅子2脚)
沖縄県(宮古財務出張所管内)	設備:(机・椅子類):机1台・椅子1脚)
沖縄県(八重山財務出張所管内)	設備:(机・椅子類):机1台・椅子1脚)

(注)全対象地域において、国から国有財産総合情報管理システム(ソフトウェア)をCD-RW等により配付。

6. 従来の実施における目的の達成の程度

財務局等	平成19年度	平成20年度	平成21年度
北海道(北海道財務局本局管内・小樽出張所管内)			
売却価格通知件数	244	295	199
処理期間内の処理件数	211	263	178
処理率(達成度)	86.5%	89.2%	89.4%
北海道(函館財務事務所管内)			
売却価格通知件数	79	55	55
処理期間内の処理件数	79	55	55
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	100.0%
北海道(釧路財務事務所管内)			
売却価格通知件数	61	67	45
処理期間内の処理件数	61	66	45
処理率(達成度)	100.0%	98.5%	100.0%
北海道(帯広財務事務所管内)			
売却価格通知件数	65	65	59
処理期間内の処理件数	47	60	58
処理率(達成度)	72.3%	92.3%	98.3%
北海道(旭川財務事務所管内)			
売却価格通知件数	73	75	74
処理期間内の処理件数	67	66	60
処理率(達成度)	91.8%	88.0%	81.1%
北海道(北見出張所管内)			
売却価格通知件数	60	66	73
処理期間内の処理件数	57	65	71
処理率(達成度)	95.0%	98.5%	97.3%
青森県(青森財務事務所管内)			
売却価格通知件数	84	66	79
処理期間内の処理件数	67	59	73
処理率(達成度)	79.8%	89.4%	92.4%
岩手県(盛岡財務事務所管内)			
売却価格通知件数	17	7	14
処理期間内の処理件数	12	7	14
処理率(達成度)	70.6%	100.0%	100.0%
宮城県(東北財務局本局管内)			
売却価格通知件数	51	43	59
処理期間内の処理件数	44	41	57
処理率(達成度)	86.3%	95.3%	96.6%
秋田県(秋田財務事務所管内)			
売却価格通知件数	81	48	38
処理期間内の処理件数	76	43	38
処理率(達成度)	93.8%	89.6%	100.0%
山形県(山形財務事務所管内)			
売却価格通知件数	34	16	28
処理期間内の処理件数	34	16	26
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	92.9%

福島県(福島財務事務所管内)			
売却価格通知件数	17	20	20
処理期間内の処理件数	17	17	18
処理率(達成度)	100.0%	85.0%	90.0%
埼玉県			
売却価格通知件数	19	15	24
処理期間内の処理件数	16	15	24
処理率(達成度)	84.2%	100.0%	100.0%
東京都(23区及び島しょを除く)			
売却価格通知件数	59	52	26
処理期間内の処理件数	50	48	23
処理率(達成度)	84.7%	92.3%	88.4%
東京都(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区)			
売却価格通知件数	10	5	4
処理期間内の処理件数	3	3	3
処理率(達成度)	30.0%	60.0%	75.0%
新潟県			
売却価格通知件数	16	13	17
処理期間内の処理件数	13	13	17
処理率(達成度)	81.2%	100.0%	100.0%
東京都(文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、荒川区、江戸川区)			
売却価格通知件数	29	12	9
処理期間内の処理件数	25	10	9
処理率(達成度)	86.2%	83.3%	100.0%
茨城県			
売却価格通知件数	23	17	24
処理期間内の処理件数	16	6	23
処理率(達成度)	69.6%	35.3%	95.8%
東京都(新宿区、中野区、杉並区、練馬区)			
売却価格通知件数	32	22	16
処理期間内の処理件数	24	17	15
処理率(達成度)	75.0%	77.3%	93.8%
山梨県			
売却価格通知件数	39	23	27
処理期間内の処理件数	37	19	19
処理率(達成度)	94.9%	82.6%	70.4%
東京都(北区、板橋区、足立区、葛飾区)			
売却価格通知件数	28	40	31
処理期間内の処理件数	24	31	25
処理率(達成度)	85.7%	77.5%	80.6%
群馬県			
売却価格通知件数	67	63	58
処理期間内の処理件数	42	59	58
処理率(達成度)	62.7%	93.7%	100.0%

東京都(目黒区、世田谷区、渋谷区)			
売却価格通知件数	30	31	28
処理期間内の処理件数	20	27	26
処理率(達成度)	66.7%	87.1%	92.9%
長野県			
売却価格通知件数	22	19	19
処理期間内の処理件数	15	13	15
処理率(達成度)	68.2%	68.4%	78.9%
神奈川県			
売却価格通知件数	340	266	233
処理期間内の処理件数	303	260	213
処理率(達成度)	89.1%	97.7%	91.4%
千葉県			
売却価格通知件数	92	81	67
処理期間内の処理件数	76	68	58
処理率(達成度)	82.6%	83.9%	86.5%
栃木県			
売却価格通知件数	173	173	113
処理期間内の処理件数	171	173	113
処理率(達成度)	98.8%	100.0%	100.0%
石川県			
売却価格通知件数	11	6	3
処理期間内の処理件数	11	6	3
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	100.0%
福井県			
売却価格通知件数	7	6	4
処理期間内の処理件数	6	6	4
処理率(達成度)	85.7%	100.0%	100.0%
富山県			
売却価格通知件数	38	45	42
処理期間内の処理件数	38	45	42
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	100.0%
愛知県			
売却価格通知件数	44	46	36
処理期間内の処理件数	34	41	33
処理率(達成度)	77.3%	89.1%	91.7%
岐阜県			
売却価格通知件数	13	25	12
処理期間内の処理件数	12	25	12
処理率(達成度)	92.3%	100.0%	100.0%
三重県			
売却価格通知件数	46	33	45
処理期間内の処理件数	46	30	39
処理率(達成度)	100.0%	90.9%	86.7%

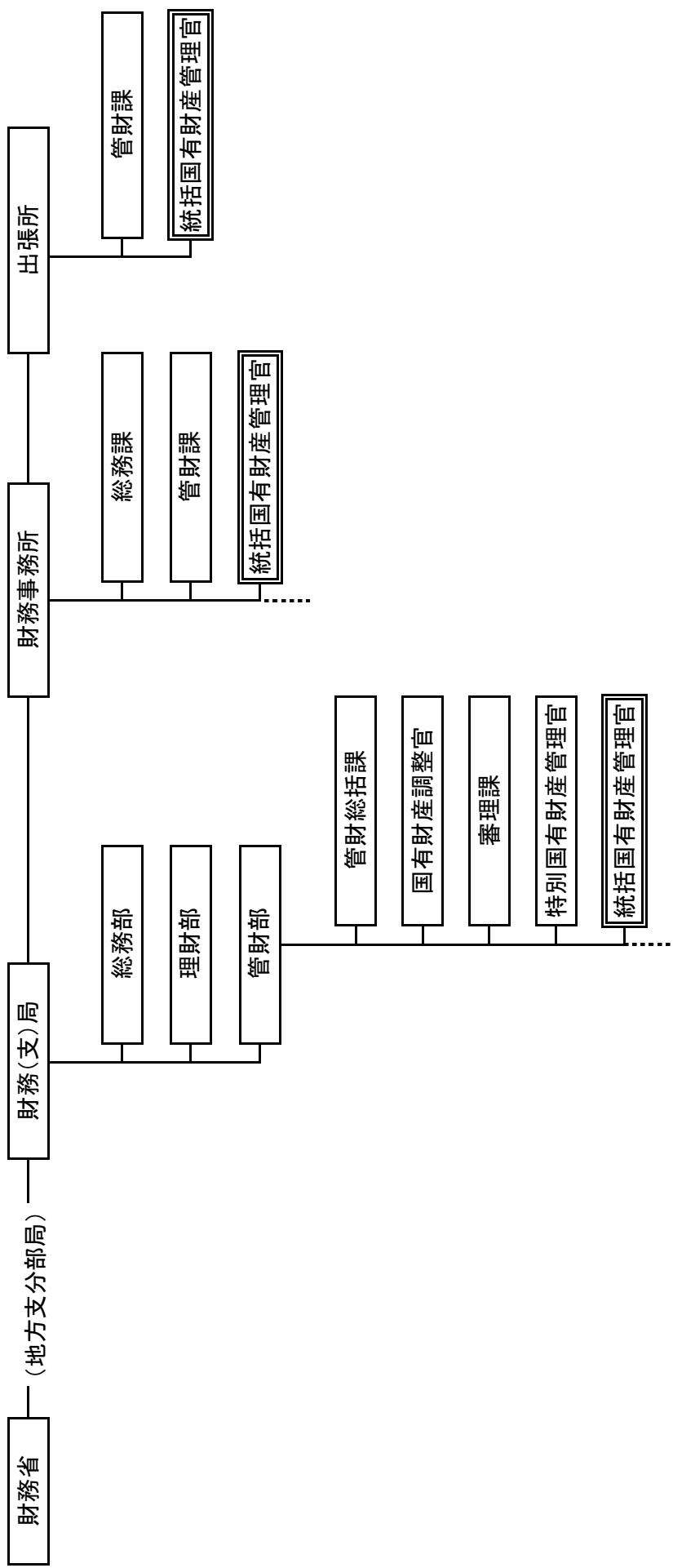
静岡県(静岡財務事務所管内)			
売却価格通知件数	54	60	59
処理期間内の処理件数	53	57	59
処理率(達成度)	98.1%	95.0%	100.0%
静岡県(沼津出張所管内)			
売却価格通知件数	62	47	34
処理期間内の処理件数	58	46	34
処理率(達成度)	93.5%	97.9%	100.0%
大阪府・奈良県・和歌山県			
売却価格通知件数	171	202	133
処理期間内の処理件数	157	188	118
処理率(達成度)	91.8%	93.1%	88.7%
京都府・滋賀県			
売却価格通知件数	100	161	142
処理期間内の処理件数	70	133	125
処理率(達成度)	70.0%	82.6%	88.0%
兵庫県			
売却価格通知件数	57	55	36
処理期間内の処理件数	41	38	33
処理率(達成度)	71.9%	69.1%	91.7%
広島県			
売却価格通知件数	14	19	22
処理期間内の処理件数	14	17	18
処理率(達成度)	100.0%	89.5%	81.8%
岡山県			
売却価格通知件数	13	15	13
処理期間内の処理件数	13	14	13
処理率(達成度)	100.0%	93.3%	100.0%
鳥取県			
売却価格通知件数	—	7	10
処理期間内の処理件数	—	6	8
処理率(達成度)	—	85.7%	80.0%
島根県			
売却価格通知件数	13	20	5
処理期間内の処理件数	13	17	5
処理率(達成度)	100.0%	85.0%	100.0%
山口県(山口財務事務所管内)			
売却価格通知件数	9	13	9
処理期間内の処理件数	9	13	9
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	100.0%
山口県(下関出張所管内)			
売却価格通知件数	13	8	10
処理期間内の処理件数	13	7	10
処理率(達成度)	100.0%	87.5%	100.0%

香川県			
売却価格通知件数	19	25	60
処理期間内の処理件数	17	20	57
処理率(達成度)	89.5%	80.0%	95.0%
愛媛県			
売却価格通知件数	46	52	33
処理期間内の処理件数	43	48	33
処理率(達成度)	93.5%	92.3%	100.0%
徳島県			
売却価格通知件数	37	36	30
処理期間内の処理件数	32	32	26
処理率(達成度)	86.5%	88.9%	86.7%
高知県			
売却価格通知件数	26	32	53
処理期間内の処理件数	24	30	52
処理率(達成度)	92.3%	93.8%	98.1%
熊本県			
売却価格通知件数	55	35	67
処理期間内の処理件数	54	35	67
処理率(達成度)	98.2%	100.0%	100.0%
大分県			
売却価格通知件数	42	30	26
処理期間内の処理件数	40	29	24
処理率(達成度)	95.2%	96.7%	92.3%
宮崎県			
売却価格通知件数	13	9	17
処理期間内の処理件数	13	8	15
処理率(達成度)	100.0%	88.9%	88.2%
鹿児島県(鹿児島財務事務所管内)			
売却価格通知件数	24	17	23
処理期間内の処理件数	24	16	23
処理率(達成度)	100.0%	94.1%	91.3%
鹿児島県(奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))			
売却価格通知件数	3	4	—
処理期間内の処理件数	3	4	—
処理率(達成度)	100.0%	100.0%	—
福岡県(福岡財務支局本局管内)			
売却価格通知件数	87	91	85
処理期間内の処理件数	77	75	80
処理率(達成度)	88.5%	82.4%	94.1%
福岡県(小倉出張所管内)			
売却価格通知件数	21	11	20
処理期間内の処理件数	18	10	19
処理率(達成度)	85.7%	90.9%	95.0%

佐賀県			
売却価格通知件数	25	38	30
処理期間内の処理件数	24	27	21
処理率(達成度)	96.0%	71.1%	70.0%
長崎県(長崎財務事務所管内)			
売却価格通知件数	26	7	15
処理期間内の処理件数	24	7	11
処理率(達成度)	92.3%	100.0%	73.3%
長崎県(佐世保出張所管内)			
売却価格通知件数	10	10	4
処理期間内の処理件数	8	6	2
処理率(達成度)	80.0%	60.0%	50.0%
沖縄県(沖縄総合事務局財務部管内)			
売却価格通知件数	8	18	12
処理期間内の処理件数	7	9	10
処理率(達成度)	87.5%	50.0%	83.3%
沖縄県(宮古財務出張所管内)			
売却価格通知件数	—	—	—
処理期間内の処理件数	—	—	—
処理率(達成度)	—	—	—
沖縄県(八重山財務出張所管内)			
売却価格通知件数	1	—	—
処理期間内の処理件数	1	—	—
処理率(達成度)	100.0%	—	—

財務省及び地方支分部局の組織図

が、対象業務を行っている部署です。



(注1) 沖縄県については、内閣府の地方支分部局として沖縄総合事務局が設置されており、沖縄総合事務局長に財務局長と同等の権限が付与されています。財務局の所掌事務については、沖縄総合事務局の内外部局である「財務部」が担当しており、統括国有財産管理官が対象業務を行っている部署です。

(注2) 統括国有財産管理官のない財務事務所・出張所においては管財課が対象業務を行っている部署です。